

# 第179回秋田県都市計画審議会

## 議案書

秋田県都市計画審議会

令和2年度 議案第1号

都一 575  
令和2年2月25日

秋田県都市計画審議会会長様

## 大館都市計画下水道の変更について

秋田県知事 佐竹敬久



大館都市計画下水道の変更について（諮問）

都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、別紙のとおり審議会に付議します。

米代川流域下水道大館処理区

秋田県都市計画審議会会長

## 大館都市計画下水道の変更（秋田県知事決定）

米代川流域下水道（大館処理区）の処理施設である「大館処理センター」の面積を縮小する。

### 処理施設

名称	位置	変更内容
大館処理センター	大館市川口字中川口、 字上川口	変更前：約6.2ha 変更後：約5.9ha

### 変更理由

県は持続的かつ効率的な生活排水処理を実施するために、市町村等との連携を図りながら、生活排水処理の広域化・共同化や汚泥の集約・資源化等を推進している。

このうち県北地区においては、これまで各処理施設毎に行っていいた汚泥の処理を大館処理センターに集約することで、汚泥の資源化及び汚泥処分費削減等の効率化を図る。

この一環として、老朽化し更新時期にある大館市し尿処理場を大館処理センター内に移転する。

今回の変更は、大館処理センターの面積を縮小し、当該区域を大館市し尿受入センター（大館市決定の汚物処理場）に変更するものである。

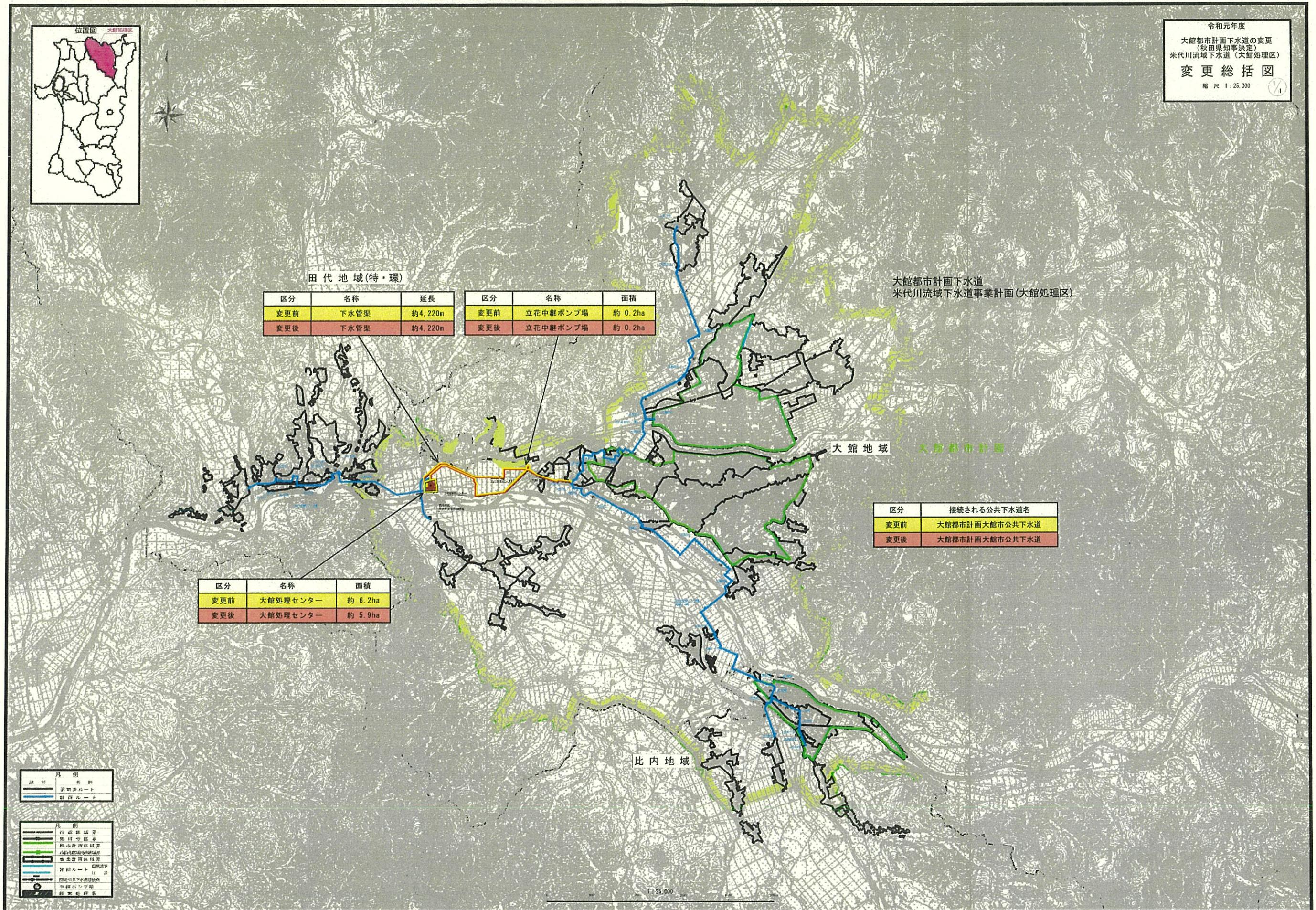
### 変更対照表（秋田県知事決定）

#### （変更前）

1. 下水道の名称	米代川流域下水道（大館処理区）		
2. 排水区域	接続される公共下水道名		備考
	大館都市計画大館市公共下水道		
3. 下水管渠	位 置	管 径	延 長
比内幹線	大館市川口 字中川口	大館市餅田 二丁目	○1.2～0.4m 約4,160m
放流渠	大館市川口 字中川口	大館市川口字中川 口地先公有水面	□1.1m 約60m
計	—	—	□1.1m ○1.2～0.4m 約4,220m
4. ポンプ場	位 置	敷地面積	備 考
立花中継ポンプ場	大館市立花 字立花	約2,000m <sup>2</sup>	
5. 処理施設	位 置	敷地面積	備 考
大館処理センター	大館市川口 字中川口 字上川口	約6.2ha	

#### （変更後）

1. 下水道の名称	同上		
2. 排水区域	接続される公共下水道名		備考
	同上		
3. 下水管渠	位 置	管 径	延 長
比内幹線	同上	同上	同上
放流渠	同上	同上	同上
計	同上	同上	同上
4. ポンプ場	位 置	敷地面積	備 考
立花中継ポンプ場	同上	同上	
5. 処理施設	位 置	敷地面積	備 考
大館処理センター	同上	約5.9ha	

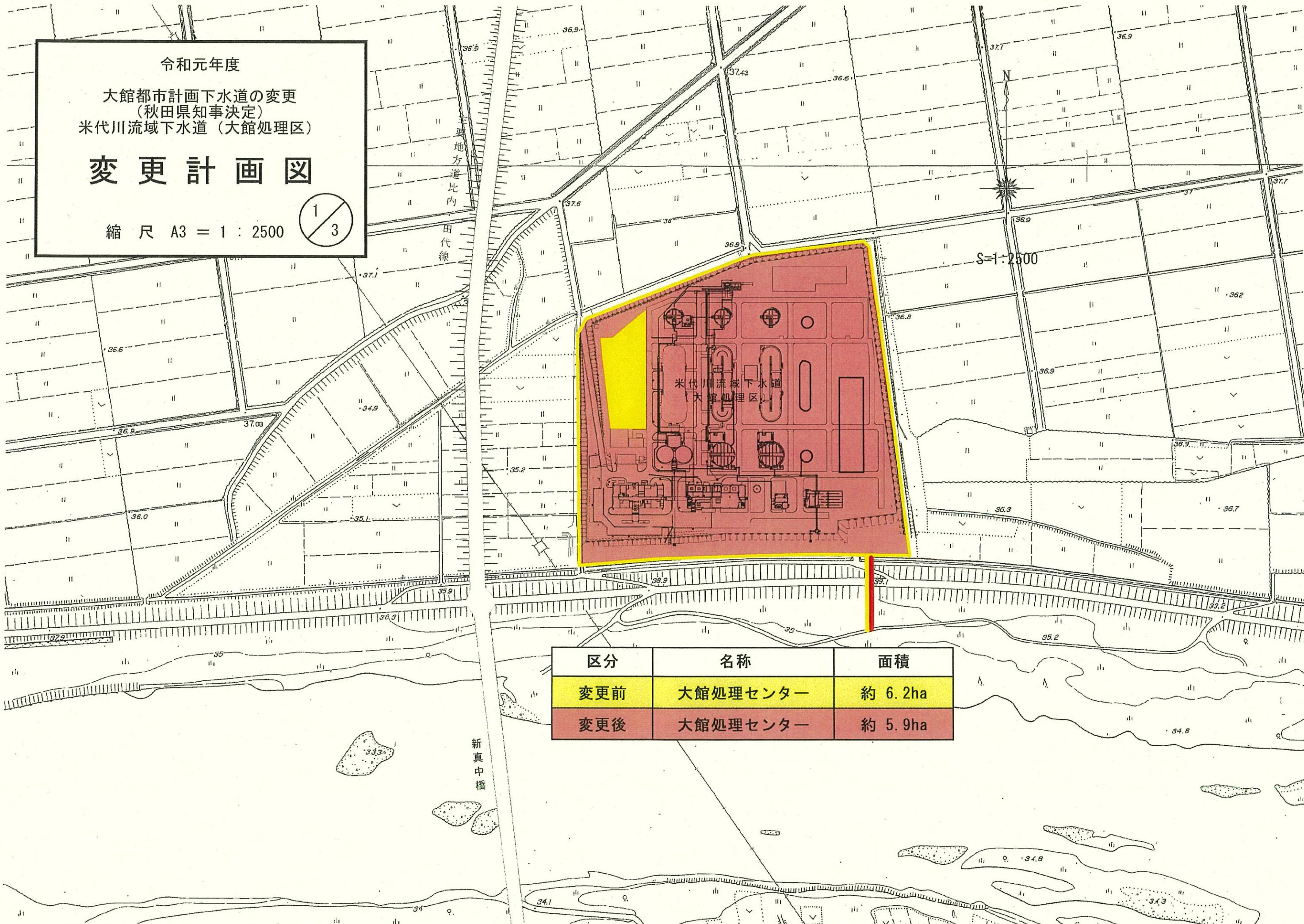
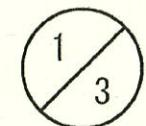


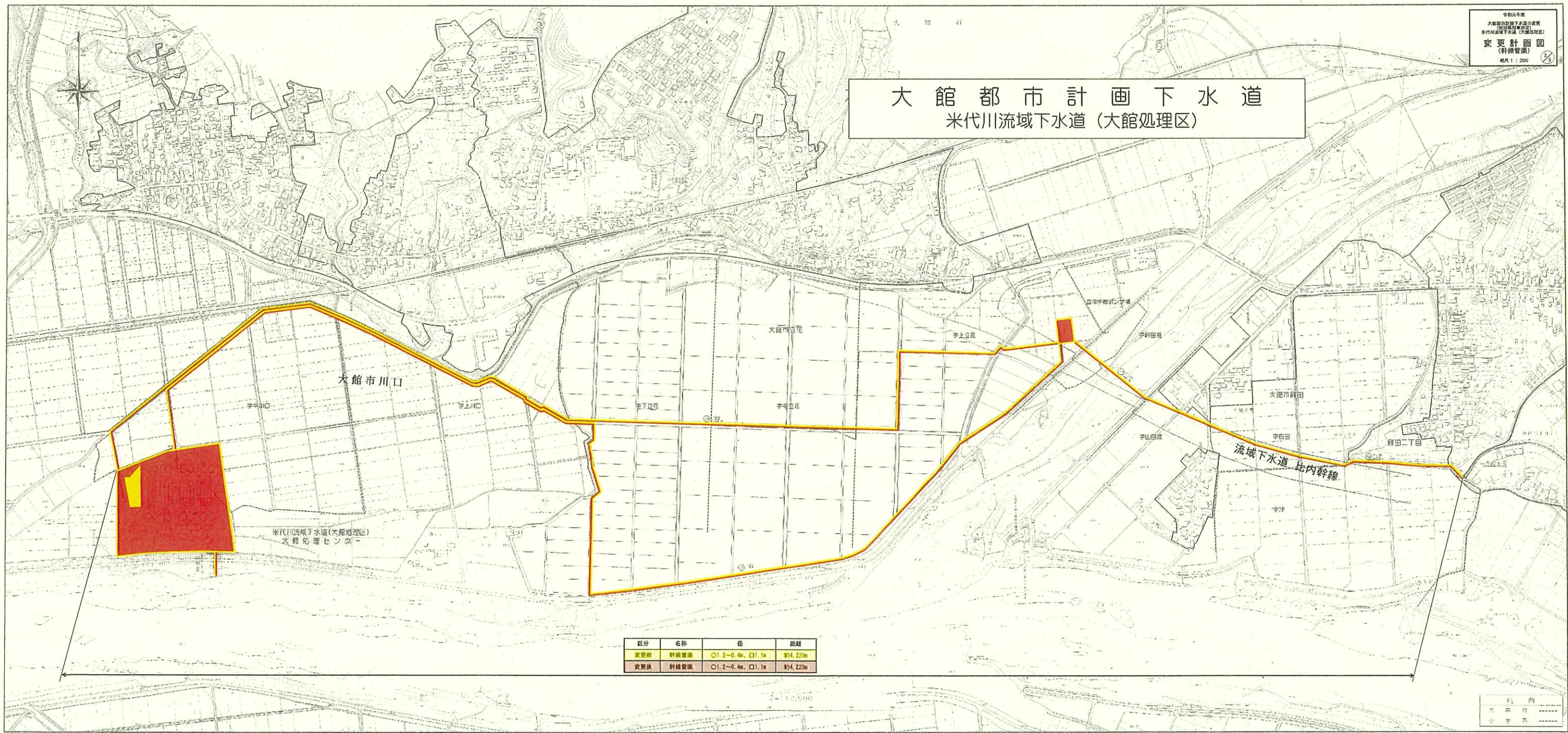
令和元年度

大館都市計画下水道の変更  
(秋田県知事決定)  
米代川流域下水道(大館処理区)

## 変更計画図

縮尺 A3 = 1 : 2500





令和元年度

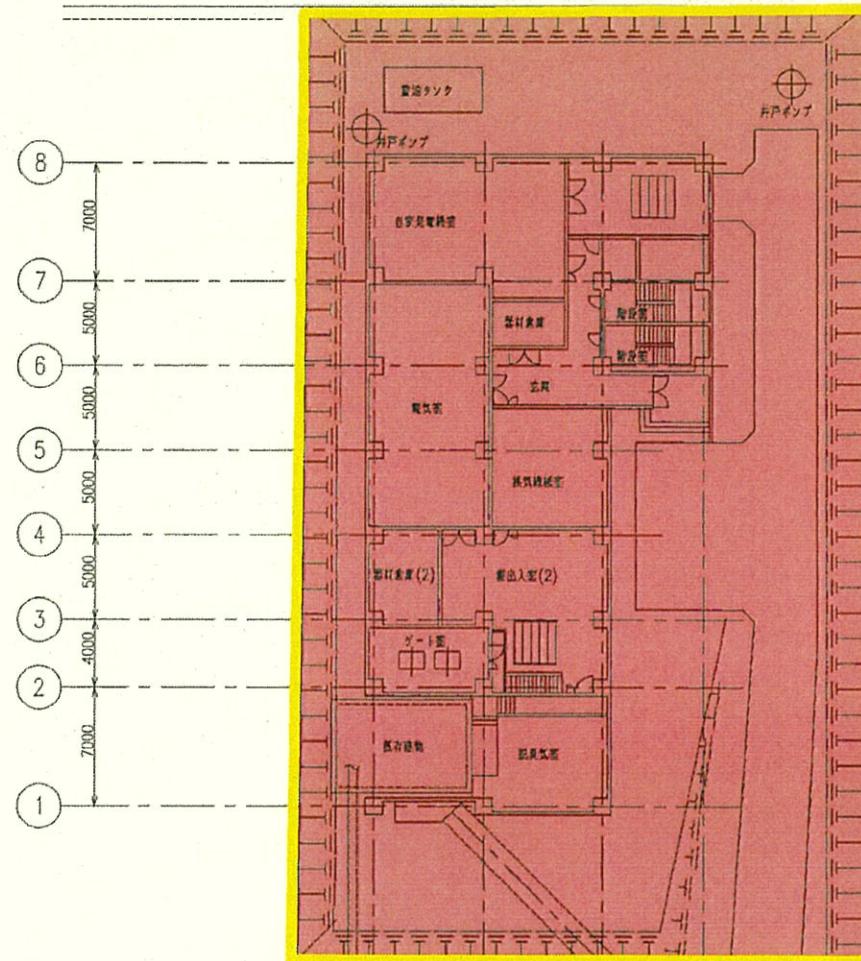
大館都市計画下水道の変更  
(秋田県知事決定)  
米代川流域下水道(大館処理区)

変更計画図  
(立花中継ポンプ場)

縮尺 A3 = 1 : 200

3  
3

立花中継ポンプ場 配置平面図 S=1:200



区分	名称	面積
変更前	立花中継ポンプ場	約 0.2ha
変更後	立花中継ポンプ場	約 0.2ha

平面図 (1/200)

都 76  
令和2年4月20日

令和2年度 議案第2号

秋田県都市計画審議会会長 様

秋田県知事 佐竹敬久



建築基準法第51条ただし書の規定に基づく建築物の敷地の位置の許可について

(特定行政庁秋田市長)

建築基準法第51条ただし書の規定に基づく建築許可について（諮問）

このことについて、特定行政庁秋田市長から依頼がありましたので、別紙のとおり秋田県都市計画審議会に付議します。

産業廃棄物処理施設の建築位置の決定（秋田市）

秋田県都市計画審議会会長

参考①

## 付議依頼理由書

- 1 本件処理施設は、産業廃棄物処理施設として、平成10年から稼働しているもの。
- 2 設置当時は、一日8時間稼働し320トンの処理能力を有するがれき類の破碎処理施設であったが、廃棄物の処理および清掃に関する法律（以下、「廃掃法」という。）施行令第7条に規定する廃棄物処理施設に、がれき類の破碎処理施設が定められていなかつたことより、建築基準法（以下、「法」という。）第51条ただし書き許可が不要であったもの。
- 3 今回の計画では、老朽化した施設を更新し、処理能力を一日あたり800トンに増加するもので、一日の処理能力が5トンを超えるため、廃掃法施行令第7条第8の2号に規定する産業廃棄物処理施設に該当し、法第51条の「その他政令で定める処理施設」として位置の制限を受けることとなる。  
→参考①
- 4 都市計画区域内においては、産業廃棄物処理施設は都市計画で位置が決定しているか、法第51条ただし書きによる許可を得るか、または政令で定める規模としなければならないものであるが、本施設は都市計画で位置決定されたものではなく、政令で定める規模も超えていることから、法第51条ただし書きに基づき許可申請がなされたものである。  
→参考②
- 5 産業廃棄物処理施設に関する都市計画を定める者は、都市計画法第15条第1項第5号、同施行令第9条第2項第7号の規定により都道府県であることから、「秋田県都市計画審議会」の議を経ることが必要となる。  
→参考③

以上のことから許可申請受理後の手続きとして、秋田県都市計画審議会に付議依頼するものです。

### 建築基準法第51条（卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置）

都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令（※1）で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会（その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあつては、当該市町村都市計画審議会）の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令（※2）で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。

（※1）建築基準法施行令第130条の2の2

（※2）建築基準法施行令第130条の2の3

### 建築基準法施行令第130条の2の2（位置の制限を受ける処理施設）

（抜粋）

法第51条本文の政令で定める処理施設は、次に掲げるものとする。

二 次に掲げる処理施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。）

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第一号から第十三号の二までに掲げる産業廃棄物の処理施設

### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条（産業廃棄物処理施設）

（抜粋）

八の二 第二条第二号に掲げる廃棄物（事業活動に伴って生じたものに限る。）

又はがれき類の破碎施設であつて、一日あたりの処理能力が五トンを超えるもの

### 参考②

建築基準法施行令第130条の2の3（卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置に対する制限の緩和）

（抜粋）

法第51条ただし書の規定により政令で定める新築、増築又は用途変更の規模は、次に定めるものとする。

三 工業地域又は工業専用地域内における産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物に係る新築、増築又は用途変更（第6号に該当するものを除く。）

1 日当たりの処理能力（増築又は用途変更後の処理能力）が当該処理施設の種類に応じてそれぞれ次に定める数値以下のもの

又 廃棄物処理法施行令第2条第二号に掲げる廃棄物（事業活動に伴って生じたものに限る。）又はがれき類の破碎施設 100t

六 法第51条ただし書の規定による許可を受けた産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物又は法第3条第2項の規定により法第51条の規定の適用を受けない当該用途に供する建築物に係る増築又は用途変更

増築又は用途変更後の処理能力が、それぞれイ若しくはロに掲げる処理能力の

1.5倍以下又は産業廃棄物処理施設の種類に応じてそれぞれ第三号に掲げる処理能力の1.5倍以下のもの

イ 当該許可に係る建築又は用途変更後の処理能力

ロ 初めて法第51条の規定の適用を受けるに至った際の処理能力

### 参考③

都市計画法第15条（都市計画を定める者）

（抜粋）

次に掲げる都市計画は都道府県が、その他の都市計画は市町村が定める。

五 一の市町村の区域を超える広域の見地から決定すべき地域地区として政令で定めるもの又は一の市町村の区域を超える広域の見地から決定すべき都市施設若しくは根幹的都市施設として政令で定めるものに関する都市計画

都市計画法施行令第9条（都道府県が定める都市計画）

（抜粋）

2 法第15条第1項第五号の広域の見地から決定すべき都市施設又は根幹的都市施設として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

七 産業廃棄物処理施設

## 事業計画書

### 1. 事業の目的

既設施設では、がれき類（アスファルトがら、コンクリートがら）のみを廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物利用対策に関する基本事項に沿って再生処理していますが、今回申請の新規施設では、排出先（公共工事現場・民間工事現場かつ生コン工場）等より発生するがれき類（アスファルトがら、コンクリートがら）、コンクリートくず、金属くず（コンクリートに含まれるものに限る）の再生処理を行い、再生骨材・再生路盤材として自社使用及び販売致します。

受託契約に関しては、従来通り事業所の能力を超えない範囲である事を確認し受託契約をし、性状につきましては目視による確認を行い受入出来ないものに関しては引き取りをして頂き、既定のマニフェストの発行・記入を求め、その記載内容と引受けの産業廃棄物が相違ない事を確認し処理業務に当たります。

### 2. 処理する廃棄物の種類、性状、量、有害物質の確認

#### 廃棄物の種類

- ・がれき類
  - アスファルトがら 30,000t/年
  - コンクリートがら 10,000t/年
- ・コンクリートくず 5,000t/年

性状 500mm×500mm×300mm以下

液状廃棄物等は取り扱いません。尚廃棄物から有害物質は発生しません。

### 3. 処理する産業廃棄物の県内外の割合

県内 100%、県外物の受け入れは致しません。

### 4. 処理施設の維持管理、保守点検

- (1) 保守点検 作業開始前点検（毎日）
- (2) 定期点検 每月1回以上
- (3) 表示等

施設の入口の見やすい場所に、中間処理施設及び再生利用施設であることを表示する立札を設置します。また、表示すべき事項に変更が生じた場合、速やかに書き換えます。また破損した場合は、直ちに補修します。

#### (4) 飛散、流出および悪臭防止

①処理対象物ががれき類のため悪臭は発生しません。

②破碎設備及び再生碎石保管施設は全面コンクリート及びアスファルト舗装致します。雨水はU字型側溝をとり、集水溝に集め端末に油水分離を設置、中間処理施設は破碎のため粉じん防止用散水以外は水を使用しないことから排水はありません。

中間処理施設は建屋にて囲うため、雨水等の流入はありません。

### (5) 防火

当施設は可燃性の廃棄物は取り扱いません。火災には充分注意を払い、施設内では火気厳禁とします。また、万一に備えて消火器を常備し、定期的に点検します。

### (6) 衛生害虫等の発生防止

取り扱う廃棄物ががれき類のため、害虫の発生は無いものと思われるが、常に清掃を行い清潔に保つことを目指します。

### (7) 騒音・振動及び粉じん防止

①騒音防止策として、中間処理施設をコンクリート及び素材等を使用し建屋にて囲い、騒音を抑えます。振動防止については、ロールクラッシャ・インパクトクラッシャ（機械）のバランスを工場で正確にとり、振動を抑えます。グリズリフィーダ・振動フライは、機械本体をゴイルスプリングにて受け振動を吸収します。

当施設の設置場所は工業専用地域のため、地域に住民はいませんが、隣接する周辺の企業に迷惑をかけないよう対策を行う事で、騒音・振動には対応を充分に行なうことを目指します。

※騒音・振動の基準値については別紙参照。

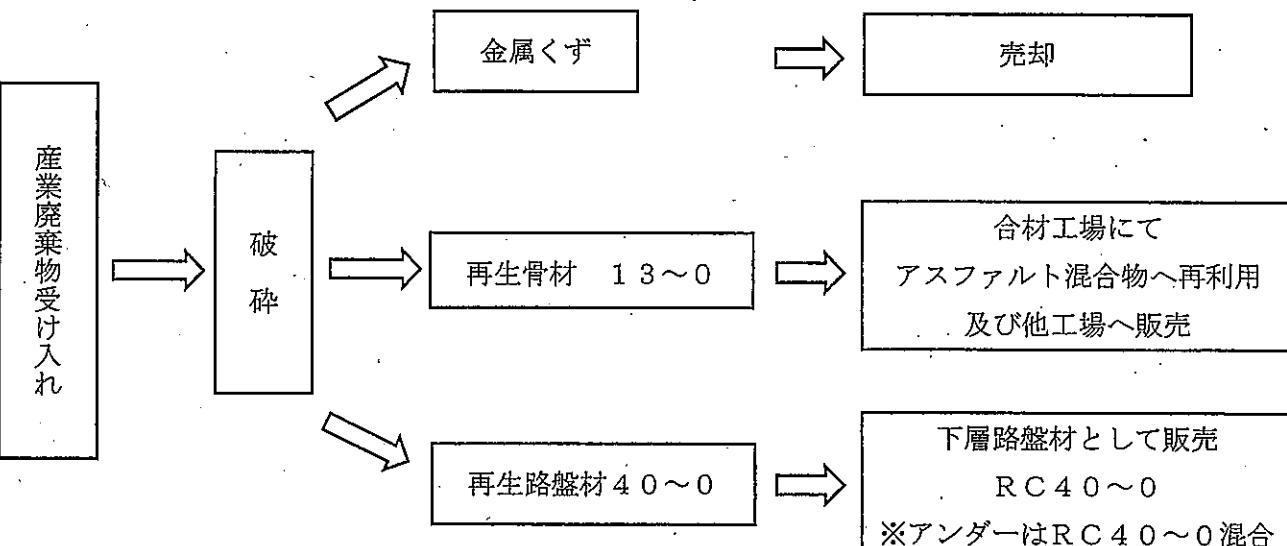
②破碎設備は建屋にて囲い、発生する粉塵は集塵機にて捕集して防止します。

原料ホッパ・ロールクラッシャ・インパクトクラッシャ上部及び製品排出口（3ヶ所）グリスリコンベヤ排出口（6ヶ所）に散水装置を設置し、粉じんの飛散を防止します。

### 5. 施設の営業時間及び就業時間・作業

営業時間	午前8:00～午後5:00
就業時間	会社就業規則に準じます
作業人数	9人

### 6. 処理のフロー図及び中間処理後の廃棄物の処分方法



世紀東急工業株式会社 東北支店 秋田混合所

#### 破碎処理施設の設備機器更新に伴う生活環境影響調査結果の概要

本生活環境影響調査は、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針（平成18年9月 環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部）に基づき行った。

#### 1. 調査項目

調査項目は、施設の稼働に伴い発生する騒音及び振動とした。

#### 2. 現地調査

現地調査の概要を表-1に示す。

表-1 現地調査の概要

項目	概要
調査地点	事業計画地敷地境界 4 地点 (事業計画地は工業専用地域に指定されており、騒音及び振動規制法で定められた規制基準は適用されない地域に位置する。)
調査日時	平日 平成30年12月6日(水) 8:00 ~ 17:00 休日 平成30年12月9日(日) 8:00 ~ 17:00
調査方法	騒音 JIS Z 8731:1999「環境騒音の表示・測定方法」に準拠 振動 JIS Z 8735:1981「振動レベル測定方法」に準拠

#### 3. 予測

施設の稼働に伴い発生する騒音及び振動の予測の概要を表-2に示す。

表-2 予測の概要

項目	概要
予測地点	事業計画地敷地境界 4 地点 (現地調査地点と同じ地点) 最寄りの集合住宅の屋外 (南東側敷地境界より約100m地点)
予測時期	施設の稼働が定常的な状態となる時期
予測方法	騒音 面音源の伝搬理論式による計算により予測地点における値を求めた 振動 距離減衰式による伝搬計算により予測地点における値を求めた

#### 4. 影響の分析

施設の稼働に伴い発生する騒音及び振動の影響の分析結果を表-3に示す。

影響の分析は、破碎処理施設からの影響が最も大きいと考えられる最寄りの集合住宅の予測結果と生活環境の保全上の目標とを対比することにより行った。

破碎処理施設設置後の最寄りの集合住宅地点での騒音及び振動レベルは、生活環境の保全上の目標との整合性は図られており、当該事業が周辺生活環境に及ぼす影響は軽微であると判断される。

表-3 生活環境の保全上の目標との整合性に係る分析結果

項目	概要					
騒音	予測地点	破碎処理施設の騒音(A)	現況の騒音(B)	将来の騒音(C=A+B)	騒音レベルの増加量(C-B)	生活環境の保全上の目標
	最寄の集合住宅	57dB	52dB	58dB(O)	+6dB	60dB
※騒音に係る環境基準（一般地域）C地域の基準値を生活環境の保全上の目標値と設定した。 ※現況の騒音は秋田市が調査した平成25~30年度の一般環境騒音調査結果の最大値を用いた。						
振動	予測地点	破碎処理施設の振動(A)	現況の振動(B)	将来の振動(C=A+B)	振動レベルの増加量(C-B)	生活環境の保全上の目標
	最寄の集合住宅	20dB	43dB	43dB(O)	±0dB	55dB
※人の振動感覚閾値とされる55dBを生活環境の保全上の目標値と設定した。 ※現況の振動は一般環境振動に関する調査結果がないことから、現地調査No.3の結果を用いた。						

一方、事業計画地の敷地境界については、工業専用地域（工業の利便を増進するため定める地域）に位置し、騒音及び振動に関する基準等が適用されないこと、また、隣接地も工場等の事業場が立地していることから、参考として、「現況の環境を著しく悪化させないこと」を周辺環境の保全上の目標と設定し、参考基準として、特定工場等において発生する騒音及び振動の規制基準との整合や騒音及び振動レベルの増加量を把握することで影響の分析を行った。

#### ①騒音

事業計画地の敷地境界を対象とした影響の分析について、参考基準（特定工場の騒音の規制基準）との比較を表-4に示した。

その結果、No.2地点で規制基準を超過した。なお、No.2地点での騒音レベル増加量は、現況騒音から2dB増加であった。

破碎処理施設の稼働後に規制基準を超過したNo.2地点について、その背後地には隣接地事業所の倉庫が存在し、その背後は駐車場として利用されている。また、隣接地の事業所の事務所棟での騒音値は、おおよそ60dB程度と推測され、目標とした「現況の騒音環境を著しく悪化させないこと」と整合性は図られていると考えられ、周辺環境への影響は軽微であると判断される。

表-4 周辺環境の保全上の目標（参考基準値）の整合性に係る分析結果

予測地点 (事業計画地敷地境界)	破碎処理施設の騒音(A)	現況の騒音(B)	将来の騒音(C=A+B)	騒音レベルの増加量(C-B)	参考基準値
No.1(北西側敷地境界)	57dB	69dB	69dB(O)	±0dB	70dB
No.2(北東側敷地境界)	68dB	70dB	72dB(△)	+2dB	
No.3(南東側敷地境界)	67dB	55dB	67dB(O)	+12dB	
No.4(南側敷地境界)	69dB	63dB	70dB(O)	+7dB	

備考) 表中の(O)は参考基準値以下、(△)は参考基準値超過を表す。

#### ②振動

事業計画地の敷地境界を対象とした影響の分析について、参考基準（特定工場の振動の規制基準）との比較を表-5に示した。

事業計画地の敷地境界における振動は、特定工場の振動の規制基準を下回っており、目標とした「現況の振動環境を著しく悪化させないこと」と整合性は図られていると考えられ、周辺環境への影響は軽微であると判断される。

表-5 周辺環境の保全上の目標（参考基準値）の整合性に係る分析結果

予測地点 (事業計画地敷地境界)	破碎処理施設の振動(A)	現況の振動(B)	将来の振動(C=A+B)	振動レベルの増加量(C-B)	参考基準値
No.1(北西側敷地境界)	24dB	48dB	48dB(O)	±0dB	65dB
No.2(北東側敷地境界)	45dB	47dB	49dB(O)	+2dB	
No.3(南東側敷地境界)	45dB	43dB	47dB(O)	+4dB	
No.4(南側敷地境界)	54dB	47dB	55dB(O)	+8dB	

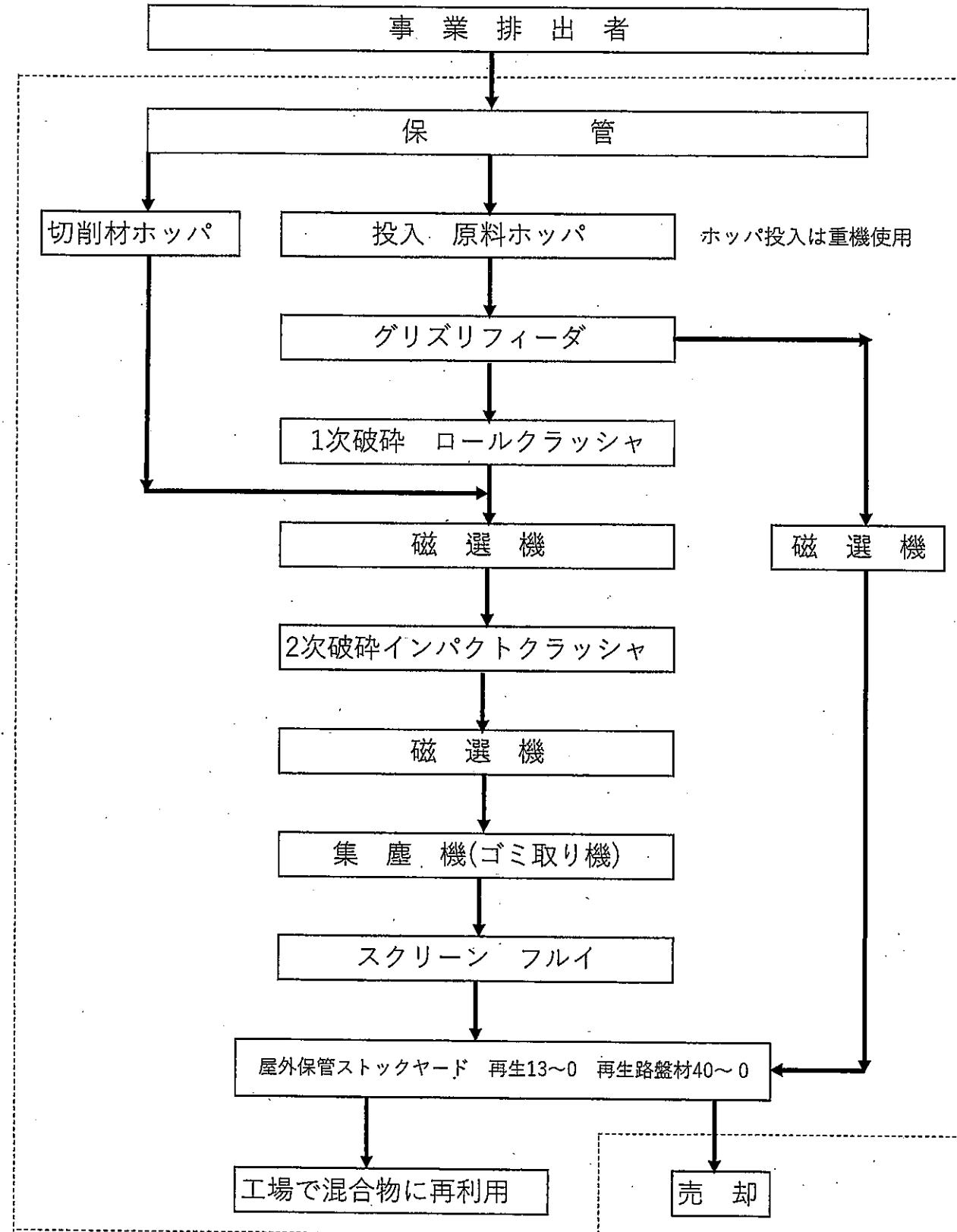
備考) 表中の(O)は参考基準値以下、(△)は参考基準値超過を表す。

以上

事業計画概要書

区分	その他(破碎)
廃棄物の種類	がれき類(アスファルトがら、コンクリートがら) ガラスくず・コンクリートくずおよび陶磁器くず(コンクリートくずに限る。) 金属くず(コンクリートに含まれるものに限る。)
施設の設置場所	秋田市飯島字穀丁大谷地98番4および 土崎港相染町字仲谷地3番27
処理方式	破碎選別
処理能力・稼働時間	処理能力 100t/h 8:00~17:00(8時間/1日) 800t/日
保管施設	保管施設の面積 アスファルトがら: 323.059m <sup>2</sup> コンクリートがらおよびコンクリートくず: 335.713m <sup>2</sup>
	保管施設の能力 アスファルトがら: 1,152.925m <sup>3</sup> コンクリートがらおよびコンクリートくず: 1,206.552m <sup>3</sup>
	保管方法 屋外保管(種類ごとの保管)
	保管期間 最大42日間
中間処理後の廃棄物の種類 および処分方法	再生利用(再生路盤碎石)

中間施設 破碎作業フローシート



切削材ホッパはサブホッパで、原材料ホッパが稼働しない限り使用はありません。

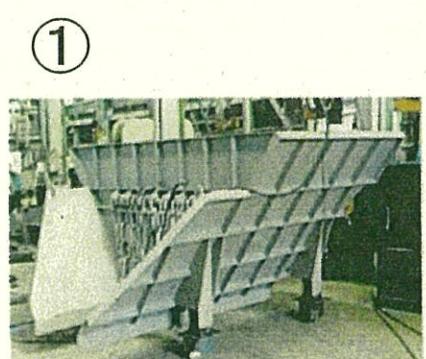
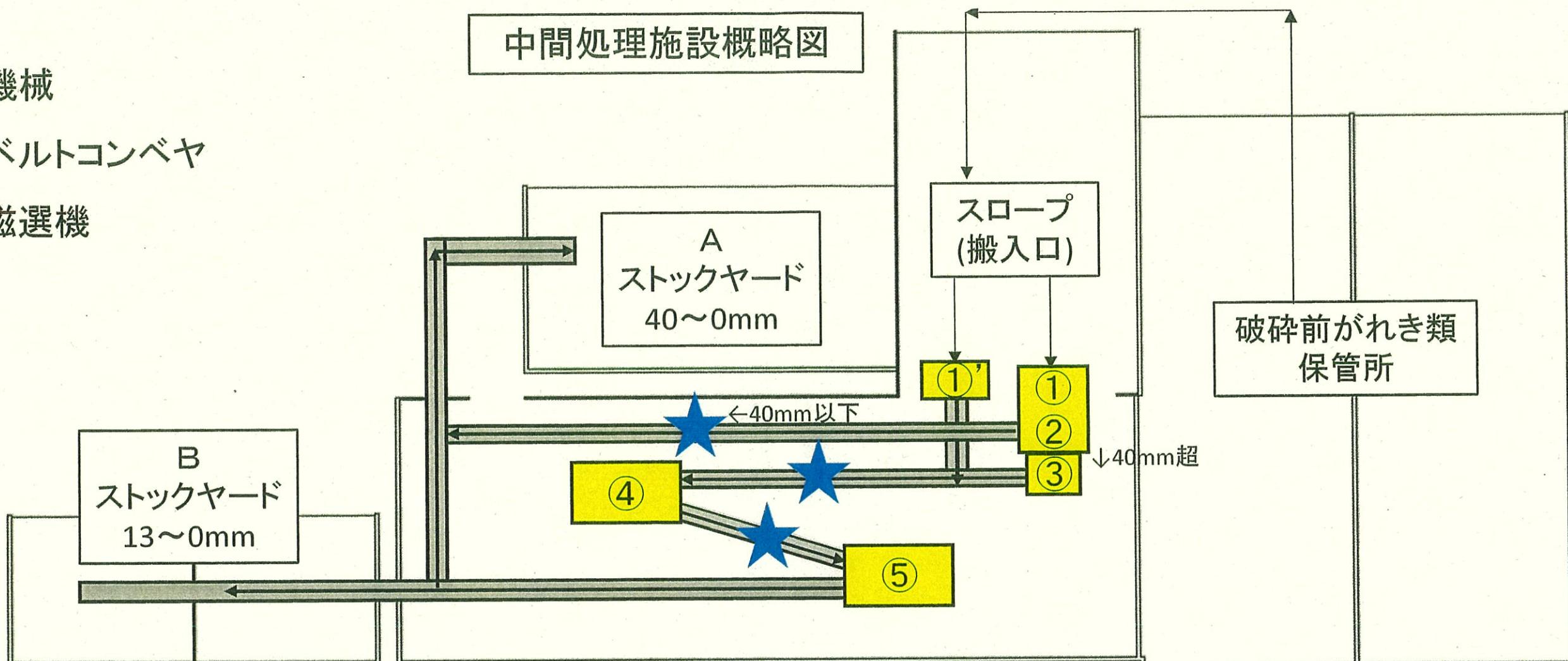
切削材だけでは、扁平で細かく再生骨材としての品質確保が困難のため

売却は、試験表を発行品質を確保致します。

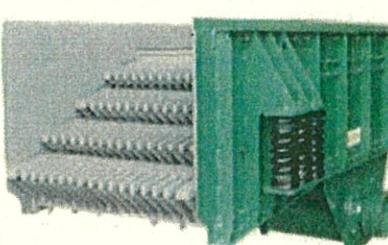
[-----] 框内は弊社業務

- : 機械
- : ベルトコンベヤ
- ★: 磁選機

中間処理施設概略図

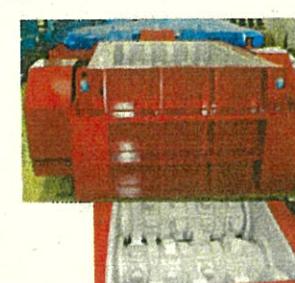


① 原料ホッパ(搬入)  
② グリズリフィーダ(ふるい分け)  
↳ 40~0mmはAストックヤードへ



③ロールクラッシャ  
(一次破碎)

①' 切削材ホッパ



④インパクトクラッシャ  
(二次破碎)



⑤スクリーン  
(ふるい分け)

→ Aストックヤード  
Bストックヤード  
(保管)

許可申請書（建築物）

(第一面)

建築基準法第51条 第1項 第  
号の規定による許可を申請します。この申請書及び添付  
図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

特定行政庁

様

令和2年3月8日

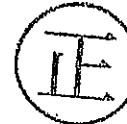
申請者氏名 世紀東急工業株式会社  
秋田混合所 所長 遠藤孝



- 【1. 申請者】**
- 【イ. 氏名のフリガナ】セキトウキュウコウヨウカブシキイシヤ アキタコンゴウショ ショチヨウ エンドウ クサヒ
  - 【ロ. 氏名】世紀東急工業株式会社 秋田混合所 所長 遠藤 孝
  - 【ハ. 郵便番号】011-0916
  - 【ニ. 住所】秋田県秋田市飯島字穀丁大谷地157番地1号
  - 【ホ. 電話番号】018-846-8118

- 【2. 設計者】**
- 【イ. 資格】(一級)建築士 (大臣)登録第 249571 号
  - 【ロ. 氏名】小松俊光
  - 【ハ. 建築士事務所名】(一級)建築士事務所(秋田県)知事登録第 18-10A-0773 号  
中田建設株式会社一級建築士事務所
  - 【ニ. 郵便番号】010-0951
  - 【ホ. 所在地】秋田県秋田市山王五丁目9番2号
  - 【ヘ. 電話番号】018-864-3211

※手数料欄			
現金 ¥160,000-			
※受付欄	※消防関係同意欄	※決裁欄	※許可番号欄
2024年3月8日 第233号 係員印	2024年3月8日 第233号 係員印	年月日 年月日 年月日	年月日 年月日 年月日
年月日 第233号 係員印	※公開による意見の 聴取の期日欄	※建築審査会同意欄	※都道府県都市計画 審議会又は市町村都 市計画審議会
年月日 第233号 係員印	年月日 第233号 係員印	年月日 年月日 年月日	年月日 年月日 年月日



(第二面)

## 建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】秋田県秋田市飯島字穀丁大谷地98-4、土崎港相染町字仲谷地3-27

【2. 住居表示】秋田市飯島字穀丁大谷地157-1

【3. 防火地域】□防火地域 □準防火地域 ■指定なし

【4. その他の区域、地域、地区又は街区】法22条指定区域

【5. 道路】

【イ. 幅員】 16.5 m  
【ロ. 敷地と接している部分の長さ】 54.443 m

【6. 敷地面積】

【イ. 敷地面積】 (1) ( 9985.69 m<sup>2</sup> ) ( ) ( ) ( )  
(2) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )  
【ロ. 用途地域等】 (工業専用地域)(工業専用地域) ( ) ( ) ( ) ( )

【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】 ( 200 % ) ( ) ( ) ( )

【二. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率】 ( 60 % ) ( ) ( ) ( )

【ホ. 敷地面積の合計】 (1) 9958.69 m<sup>2</sup>  
(2)

【ヘ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】 200%

【ト. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】 60%

【チ. 備考】

【7. 主要用途】(区分 08340) 工場(アスファルトプラント製造)

【8. 工事種別】

□新築 ■増築 □改築 □移転 □用途変更 □大規模の修繕 □大規模の模様替

【9. 建築面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)  
【イ. 建築面積】 ( 767.16 m<sup>2</sup> ) ( 775.09 m<sup>2</sup> ) ( 1,542.25 m<sup>2</sup> )  
【ロ. 建蔽率】 15.49 %

【10. 延べ面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)

【イ. 建築物全体】 ( 767.16 m<sup>2</sup> ) ( 899.20 m<sup>2</sup> ) ( 1,666.36 m<sup>2</sup> )  
【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム等の部分】 ( ) ( ) ( ) ( )

【ハ. エレベーターの昇降路の部分】 ( ) ( ) ( ) ( )

【二. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】 ( ) ( ) ( ) ( )

【ホ. 自動車庫等の部分】 ( ) ( ) ( ) ( )

【ヘ. 備蓄倉庫の部分】 ( ) ( ) ( ) ( )

【ト. 蓄電池の設置部分】 ( ) ( ) ( ) ( )

【チ. 自家発電設備の設置部分】 ( ) ( ) ( ) ( )

【リ. 貯水槽の設置部分】 ( ) ( ) ( ) ( )

【ヌ. 宅配ボックスの設置部分】 ( ) ( ) ( ) ( )

【ル. 住宅の部分】 ( ) ( ) ( ) ( )

【ヲ. 老人ホーム等の部分】 ( ) ( ) ( ) ( )

【ワ. 延べ面積】 1,666.36 m<sup>2</sup>

【ガ. 容積率】 16.73%

【11. 建築物の数】	
【イ. 申請に係る建築物の数】	2
【ロ. 同一敷地内の他の建築物の数】	4

【12. 工事着手予定年月日】 令和2年 6月 1日

【13. 工事完了予定年月日】 令和3年 3月 31日

#### 【14. その他必要な事項】

### 【15. 備考】

## 建築物別概要

(第三面)

## 【1. 番号】 1

【2. 工事種別等】 ■新築 □増築 □改築 □移転 □用途変更  
□大規模の修繕 □大規模の模様替 □既設

### 【3. 構造】 鉄骨造 一部 造

【4. 高さ】  
【イ. 最高の高さ】 13.993m  
【ロ. 最高の軒の高さ】 13.000m

### 【5. 階別用途別床面積】

【4. 階別用途別】

(用途の区分)(具体的な用途の名称)(申請部分)(申請以外の部分)(合計)  
( 1 階)( 08620 )(コンクリートガラ等のリサイクル)( 607.16 m<sup>3</sup> )( ) ( 607.16 m<sup>3</sup> )

【口.用途別】

(用途の区分)(具体的な用途の名称)(申請部分)(申請以外の部分)(合計)  
( 08620 )(コンクリートガラ等のリサイクル)( 607.16m<sup>2</sup> )( )( 607.16m<sup>2</sup> )  
( )( )( )( )( )( )( )  
( )( )( )( )( )( )( )  
( )( )( )( )( )( )( )  
( )( )( )( )( )( )( )  
( )( )( )( )( )( )( )

#### 【6. その他必要な事項】

【7. 備考】





建築物別概要

【1. 番号】 6

【2. 工事種別等】 新築 増築 改築 移転 用途変更  
大規模の修繕 大規模の模様替 既設

### 【3. 構造】 鉄骨造 一部 造

【4. 高さ】  
 【イ. 最高の高さ】 5.475m  
 【ロ. 最高の軒の高さ】 4.530m

### 【5. 階別用途別床面積】

#### 【1. 階別用途別】

(用途の区分) (具体的な用)

( 1 階)( 08470 )( 事務所 )(

## 【四、用途別】

(用途の区分)(具体的な用途の名称)(申請部分 ) (申請以外の部分)(合計 )  
 ( 08470 )( 事務所 )( ) ( 129.86m<sup>2</sup> )( 129.86m<sup>2</sup> )  
 ( 08990 )( アスファルト試験室 )( ) ( 66.24m<sup>2</sup> )( 66.24m<sup>2</sup> )  
 ( )( )( )( )( )( )  
 ( )( )( )( )( )( )  
 ( )( )( )( )( )( )

## 【6. その他必要な事項】

〔7. 備考〕

注意)

## 1. 各面共通關係

- ① ※印のある欄は記入しないでください。  
② 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。

## 2. 第一面關係

- ① 申請者又は設計者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
  - ② 申請者が2以上 のときは、1欄は代表となる申請者について記入し、別紙に他の申請者についてそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。
  - ③ 2欄は、設計者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地は設計者の住所を書いてください。
  - ④ 設計者が2以上のときは、2欄は代表となる設計者について記入し、別紙に他の設計者について棟別にそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。

### 3. 第二面關係

- ① 住居表示が定まっているときは、2欄に記入してください。
  - ② 3欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、建築物の敷地が防火地域、準防火地域又は指定のない区域のうち2以上の地域又は区域にわたるときは、それぞれの地域又は区域について記入してください。
  - ③ 5欄は、建築物の敷地が2メートル以上接している道路のうち最も幅員の大きなものについて記入してください。
  - ④ 6欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2以上の用途地域若しくは高層住居誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第6号までに規定する延べ面積の敷地面積に対する割合の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第4号までに規定する建築面積の敷地面積に対する割合若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域（以下、「用途地域が異なる地域等」という。）にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの地域等に対応する敷地の面積を記入してください。「イ」(2)は、同法第52条第9項の規定を適用する場合において、同条第10項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。
  - ⑤ 6欄の「ロ」、「ハ」及び「ニ」は、「イ」に記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、それぞれ記入してください。
  - ⑥ 6欄の「ホ」(1)は、「イ」(1)の合計とし、「ホ」(2)は、「イ」(2)の合計とします。

⑦ 建築物の敷地が、建築基準法第52条第5項若しくは第6項に該当する場合又は同条第9項の規定が適用される場合においては、7欄の「へ」に、同条第5項若しくは第6項の規定に基づき定められる当該建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合又は同条第9項の規定が適用される場合における当該建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合を記入してください。

⑧ 建築物の敷地が建築基準法第53条第2項若しくは同法第57条の2第2項に該当する場合又は建築物が同法第53条第3項各号の一、第4項各号の一若しくは第5項のいずれかに該当する場合においては、7欄の「ト」に、同条第2項から第5項までの規定に基づき定められる当該建築物の建築面積の敷地面積に対する割合を記入してください。

⑨ 7欄は、別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、主要用途をできるだけ具体的に記入してください。

⑩ 8欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。  
 ⑪ 10欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅の用途に供する部分の床面積を記入して下さい。

⑫ 共同住宅については、10欄の「ロ」の床面積は、その地階の住宅の用途に供する部分の床面積から、その地階の共用の廊下又は階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。

(13) 10欄の「ハ」に共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分の床面積を記入してください。  
 (14) 10欄の「ミ」に自動車庫その他の車ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（説明書

⑯ 10欄の「へ」及び「ト」の延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分の床面積を記入してください。

面積が敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1の面積)、「ハ」に記入した床面積及び「ニ」に記入した床面積(この面積が敷地内の建築物の各階の床面積の合計の5分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計の5分の1の面積)を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第9項の規定を適用する場合においては、「ト」の敷地面積は、6欄「ホ」(2)によることとします。

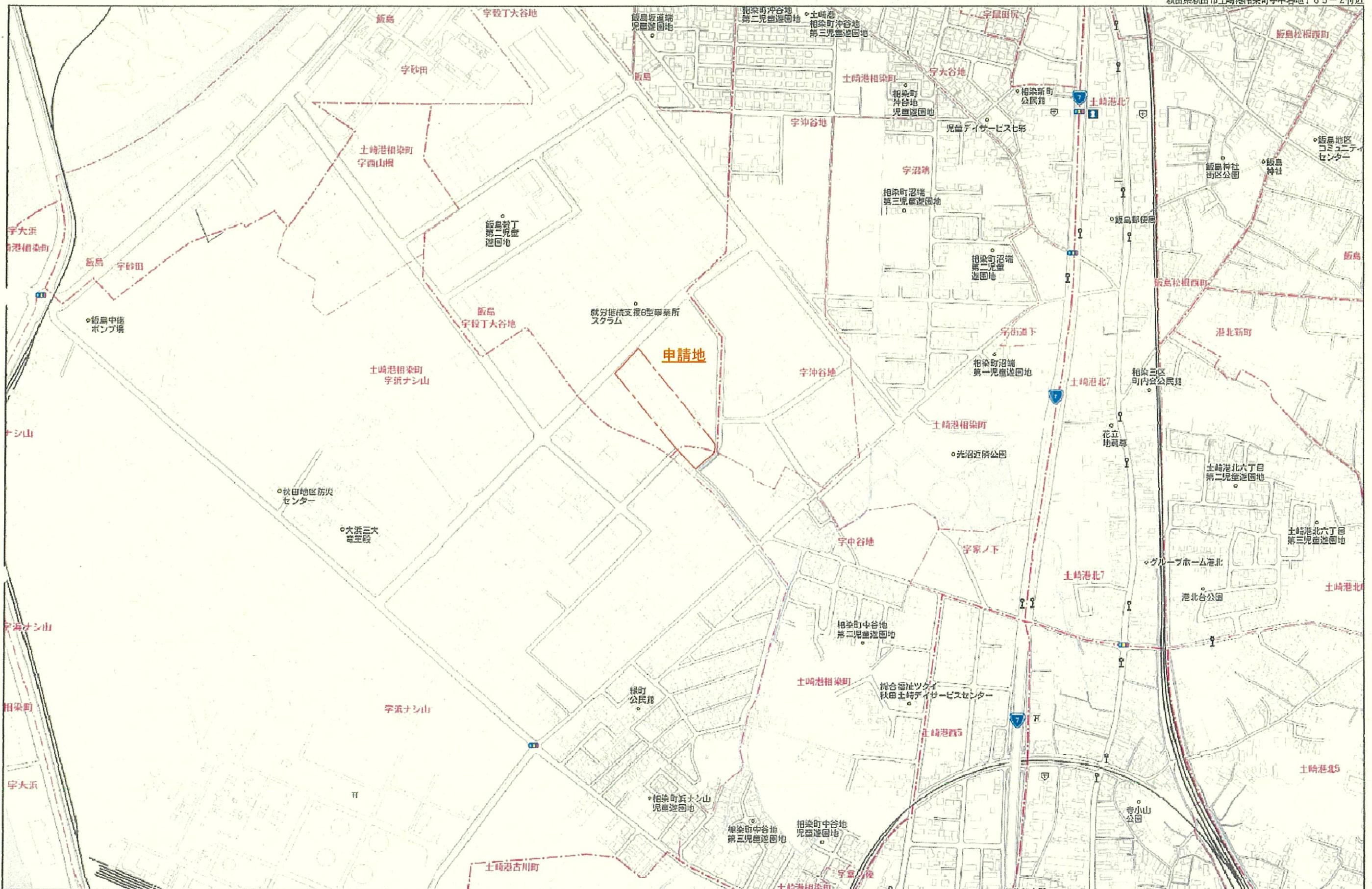
⑯ 6欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」、9欄の「ロ」並びに10欄の「ト」は、百分率を用いてください。

⑰ ここに書き表せない事項で特に確認を受けようとする事項は、14欄又は別紙に記載して添えてください。

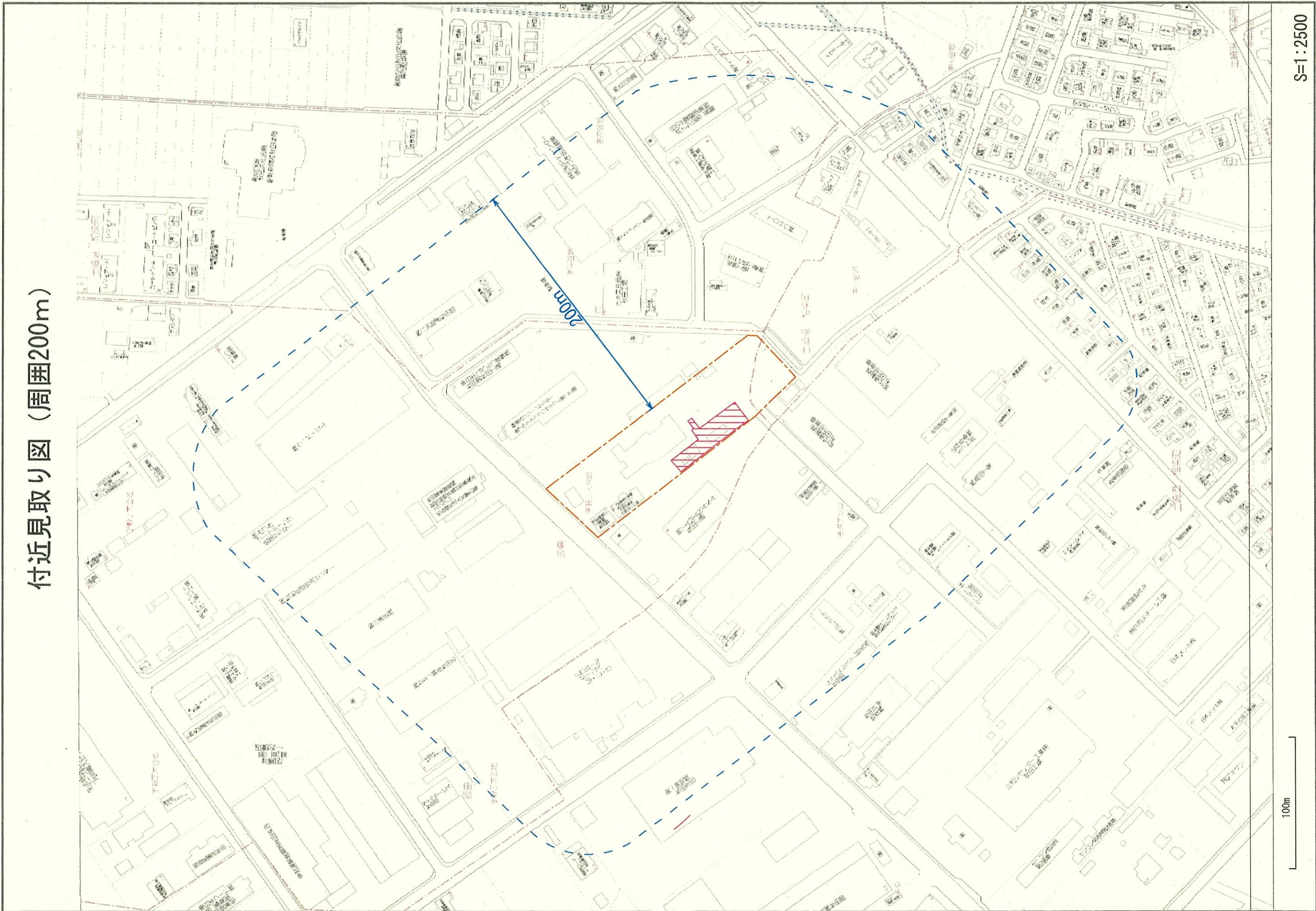
#### 4. 第三面関係

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② ~~この書類に記載する事項のうち、5欄までの事項については、別紙に明示して添付すれば記載する必要はありません。~~
- ③ 1欄は、建築物の数が1のときは「1」と記入し、建築物の数が2以上のときは、建築物ごとに通し番号を付し、その番号を記入してください。
- ④ 2欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑤ 5欄の「イ」は、建築基準法第48条第1項から第12項までの規定による許可を申請する場合においては、最上階から順に記入し、別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、用途をできるだけ具体的に書き、それぞれの用途に供する部分の床面積を記入してください。
- ⑥ 5欄の「ロ」は、別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、用途をできるだけ具体的に書き、それぞれの用途に供する部分の床面積を記入してください。
- ⑦ ここに書き表せない事項で特に確認を受けようとする事項は、6欄又は別紙に記載して添えてください。
- ⑧ 建築物が高床式住宅（豪雪地において積雪対策のため通常より床を高くした住宅をいう。）である場合には、床面積の算定において床下部分の面積を除くものとし、7欄に、高床式住宅である旨及び床下部分の面積を記入してください。

秋田県秋田市土崎港相染町字中谷地165-2付近



## 付近見取り図（周囲200m）

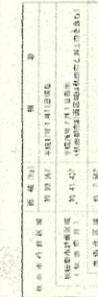


# 秋田市都市計画図

縮尺2万5千分の1

国勢調査図

利根川水系区域・位置図

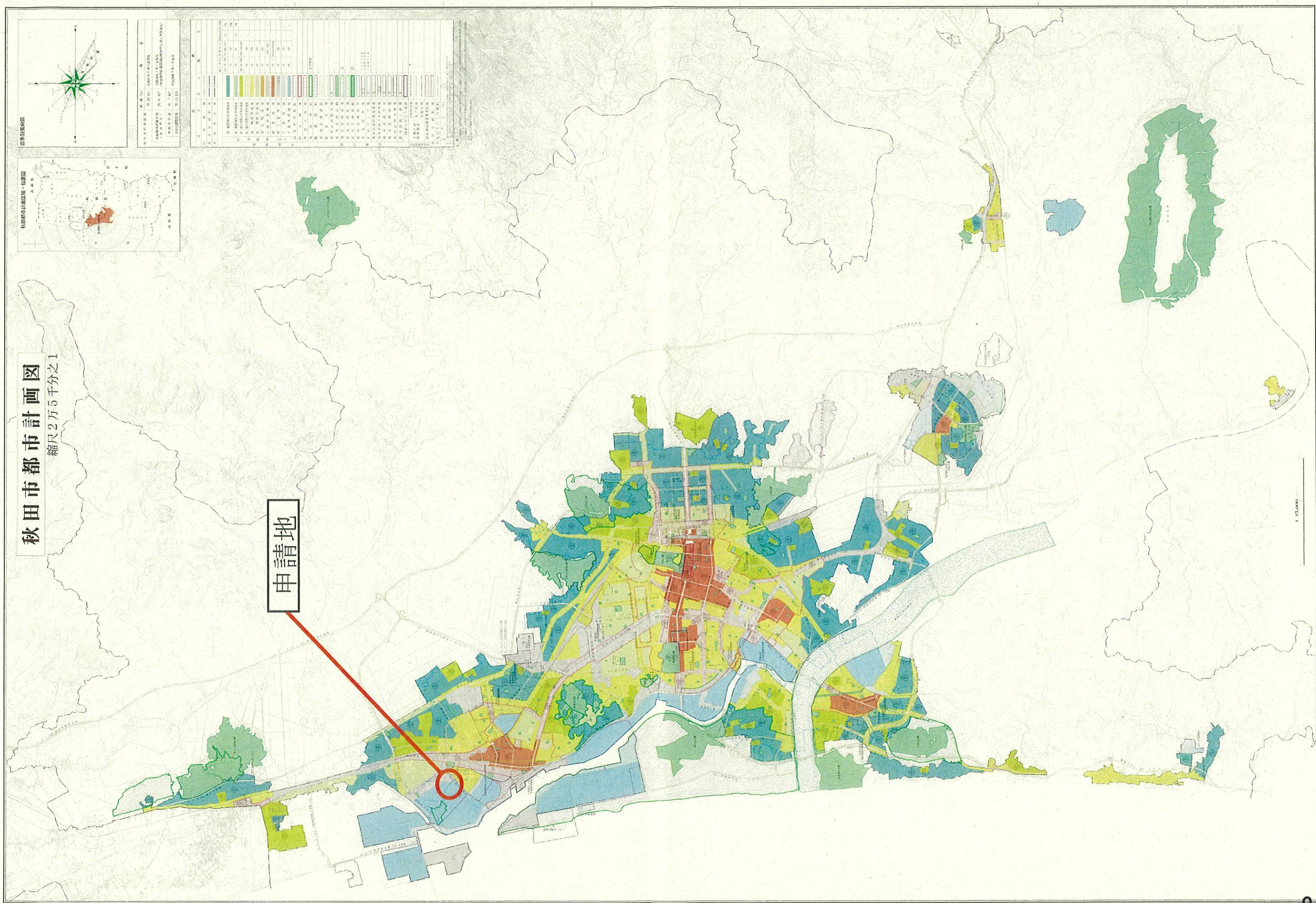
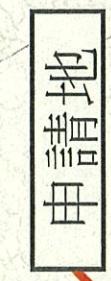


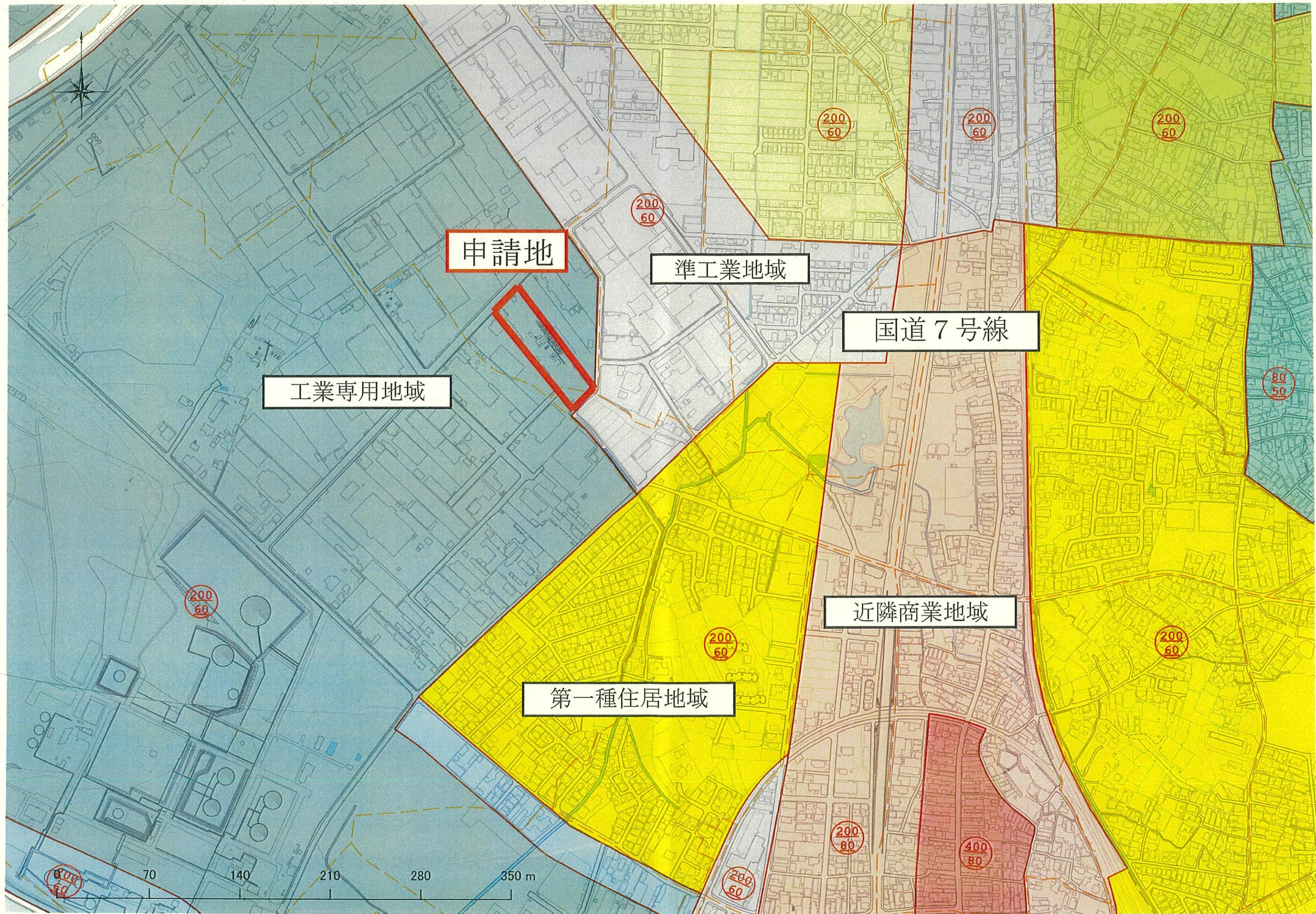
北

北	東	南	西
北緯39度41分47秒	東経140度27分30秒	北緯39度41分47秒	東経140度27分30秒
北緯39度41分47秒	東経140度27分30秒	北緯39度41分47秒	東経140度27分30秒
北緯39度41分47秒	東経140度27分30秒	北緯39度41分47秒	東経140度27分30秒
北緯39度41分47秒	東経140度27分30秒	北緯39度41分47秒	東経140度27分30秒



申請地

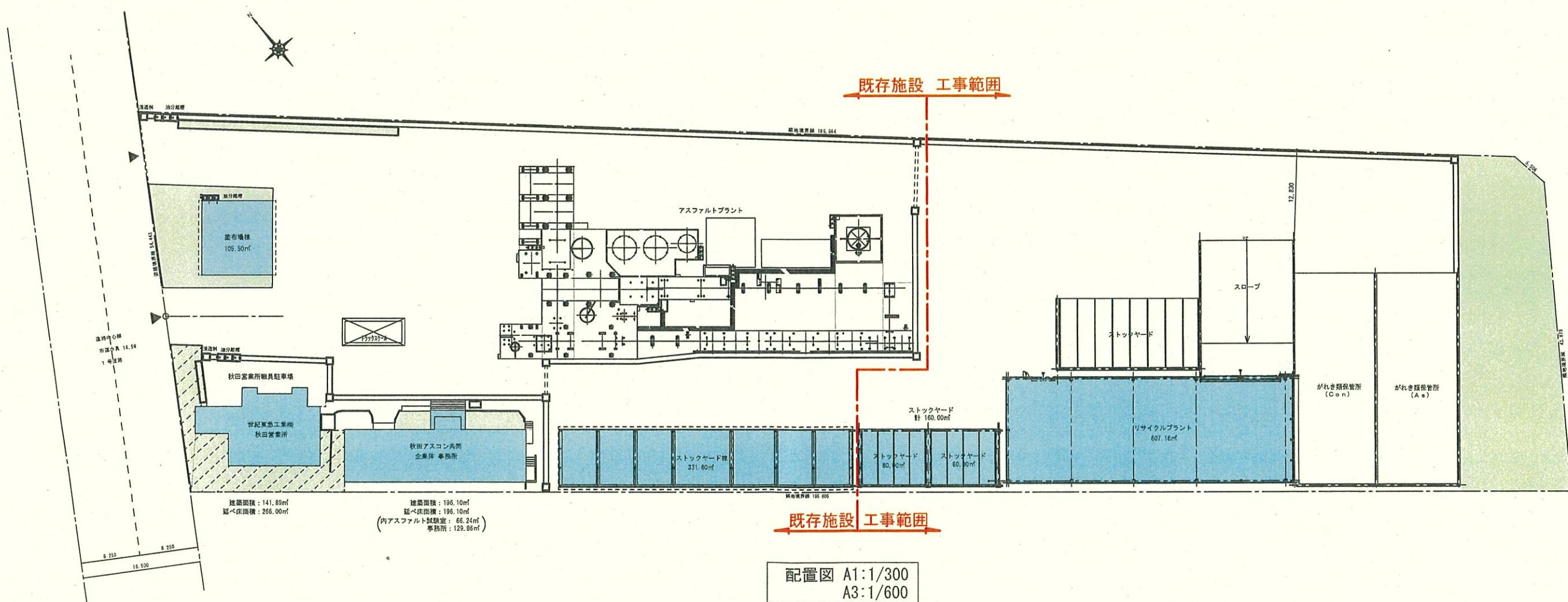




■敷地概要

建設地	秋田県秋田市飯島字穀丁大谷地157-1
地名・地番	秋田県秋田市飯島字穀丁大谷地98-4、 土崎相染町字仲谷地3-27
用途地域	工業専用地域
防火地域	指定なし (法22条指定地域)
都市計画区域	都市計画区域 (市街化区域)
その他	
建蔽率	60%
容積率	200%
敷地面積	9,958.69 m <sup>2</sup>

施設名	生産施設の面積
ストックヤード	新築 180.00 m <sup>2</sup>
リサイクルプラント	新築 607.16 m <sup>2</sup>
事務所	既設 395.86 m <sup>2</sup>
ストックヤード棟	既設 331.60 m <sup>2</sup>
塗布場棟	既設 105.50 m <sup>2</sup>

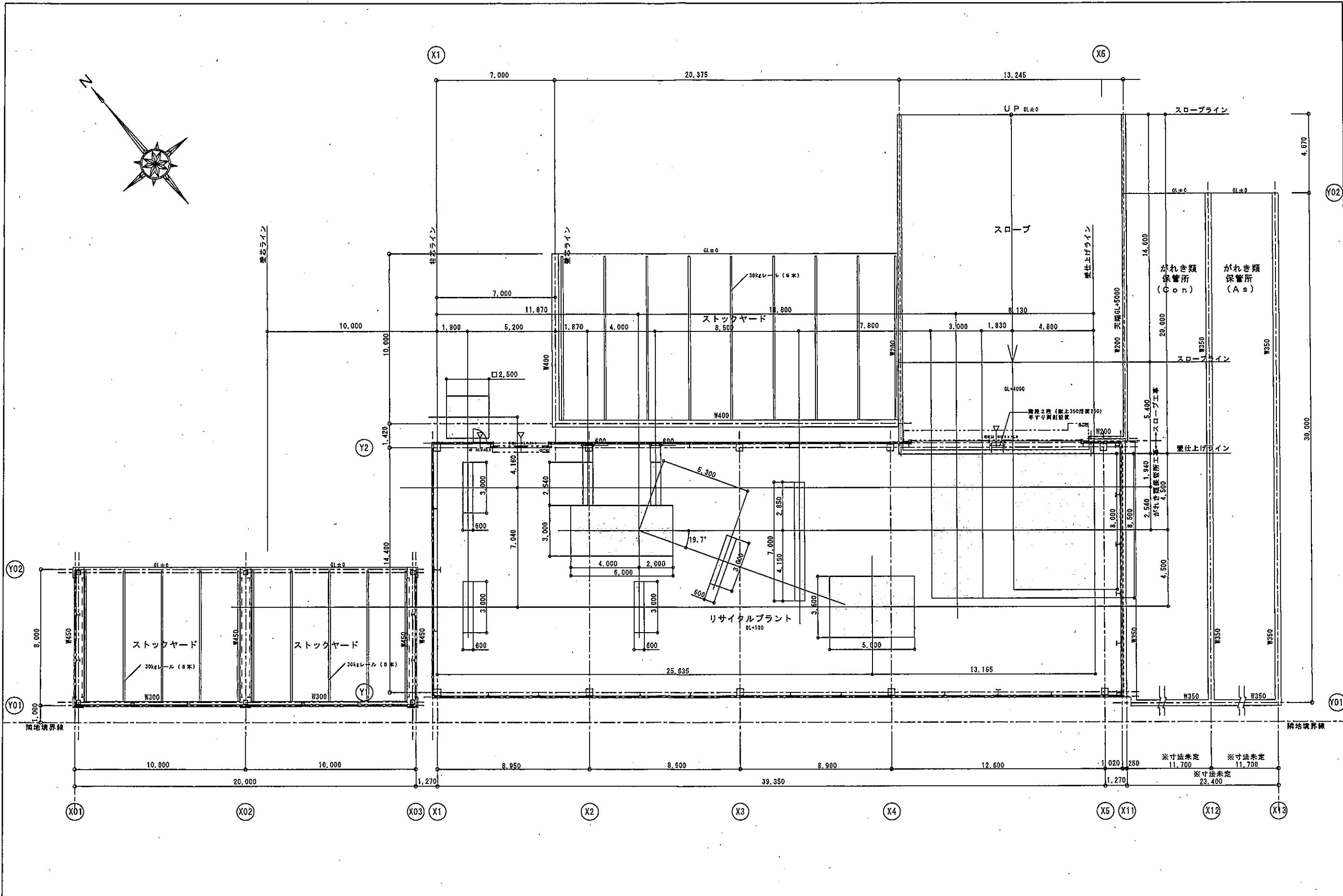


日付	訂正内容	日付	訂正内容	日付	訂正内容
△		△		△	
△		△		△	
△		△		△	



中田建設株式会社 一級建築士事務所  
 ☎ 010-0951 秋田県秋田市山王五丁目9番2号  
 ☐ 電話 (018) 864-3211 URL <http://www.nakata-k.jp>  
 ☐ 秋田県知事許可 第18-10 A-0773号  
 ☐ 一級建築士 第249571号 小松 俊光

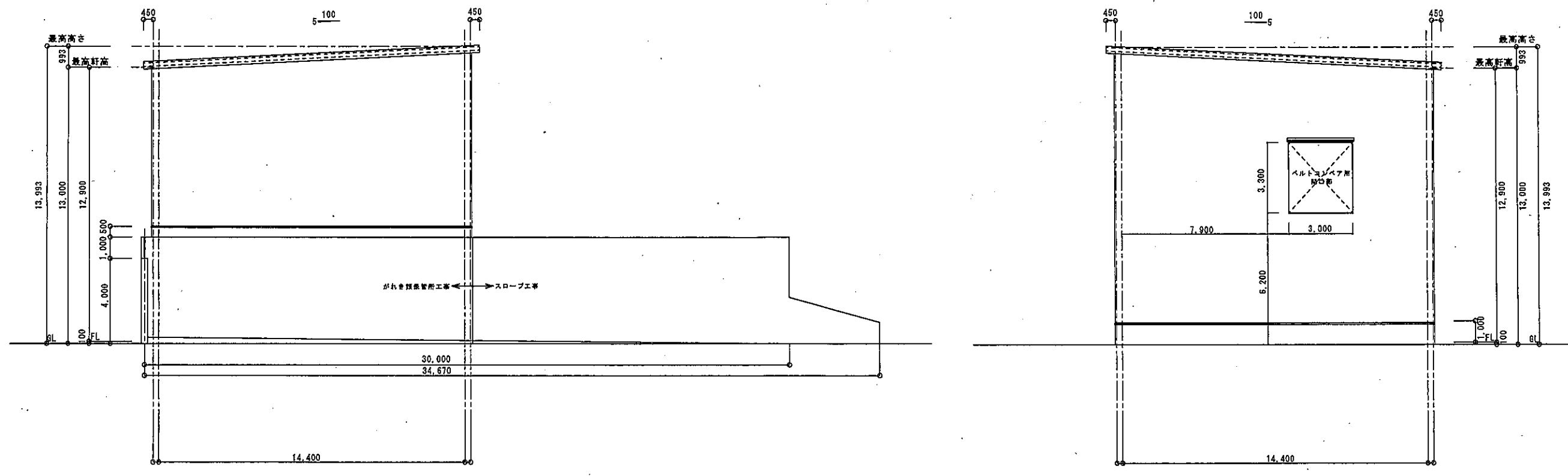
承認印	検査印	製図印	校図印	繪尺	工事名称	秋田アスコン共同企業体 リサイクルプラント建設工事	作図	R02.03
				A1:1/300 A3:1/600	図面名称	配置図	番号	A - 00



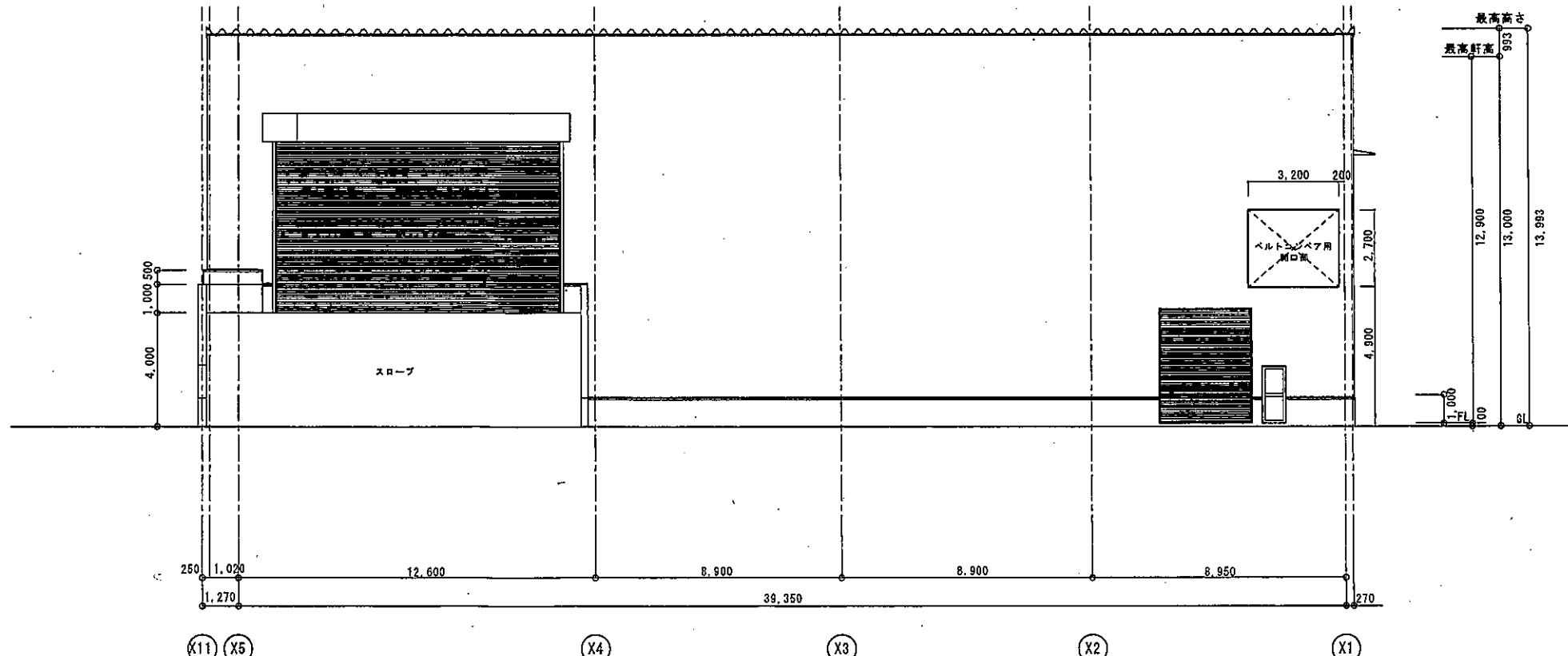
日付	打正内容	日付	打正内容	日付	打正内容		承認印	絵図	解説	断面	規格	工事名称	秋田アスコン共同企画体 リサイクルプラント建設工事	作図	H29.12
△		△		△								A1: 1/100			
△		△		△								A3: 1/200	平面図		
△		△		△										番号	A-01



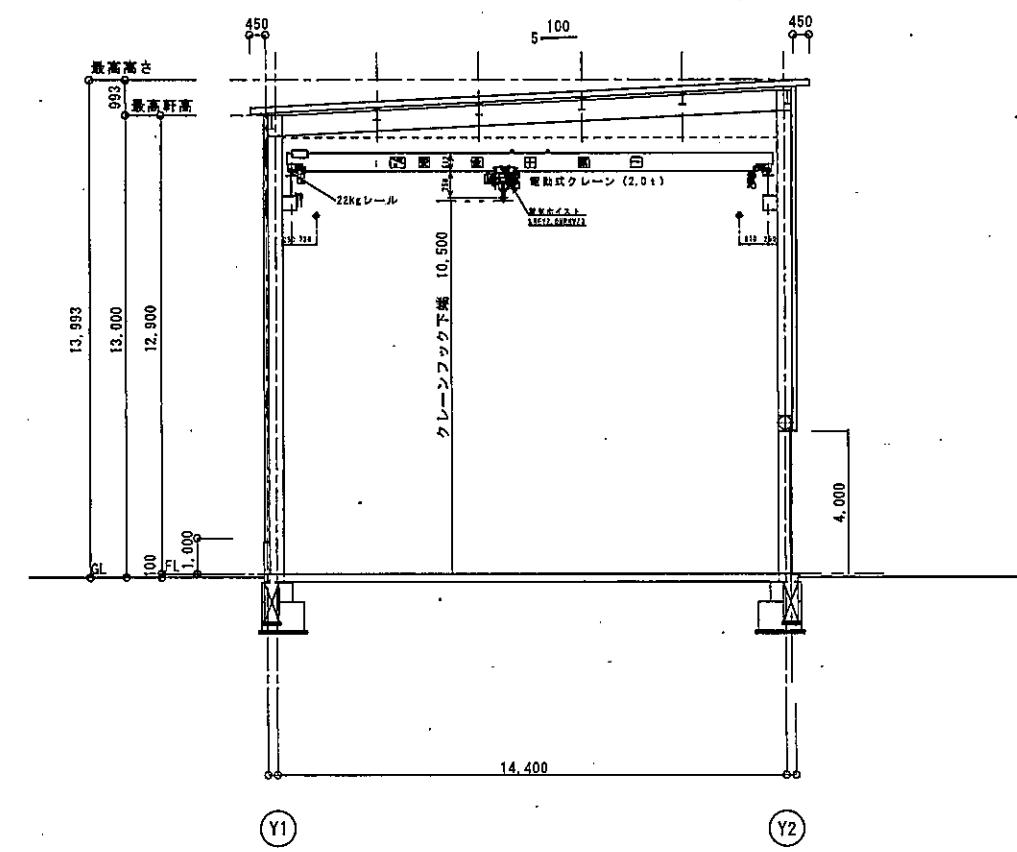
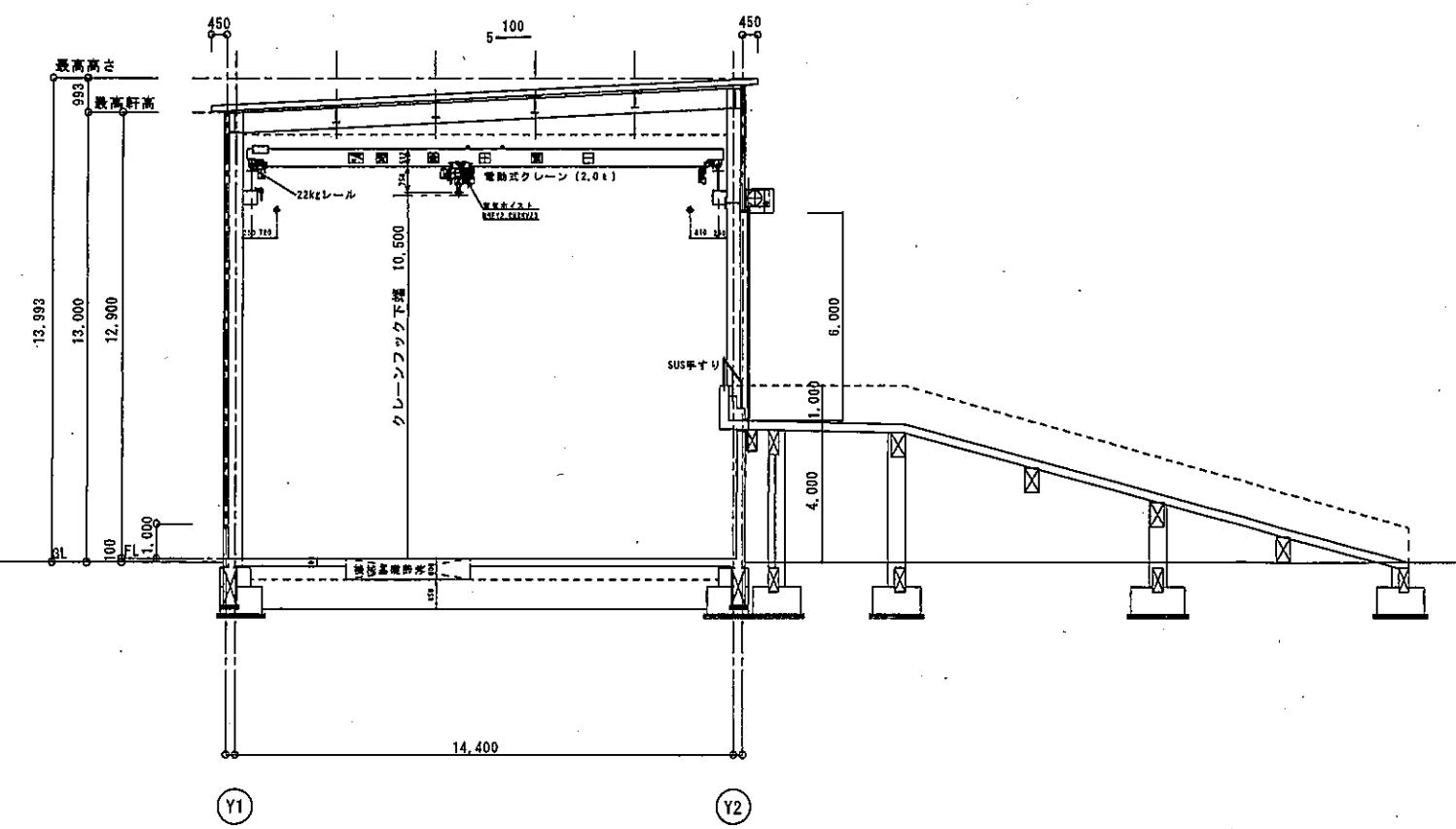
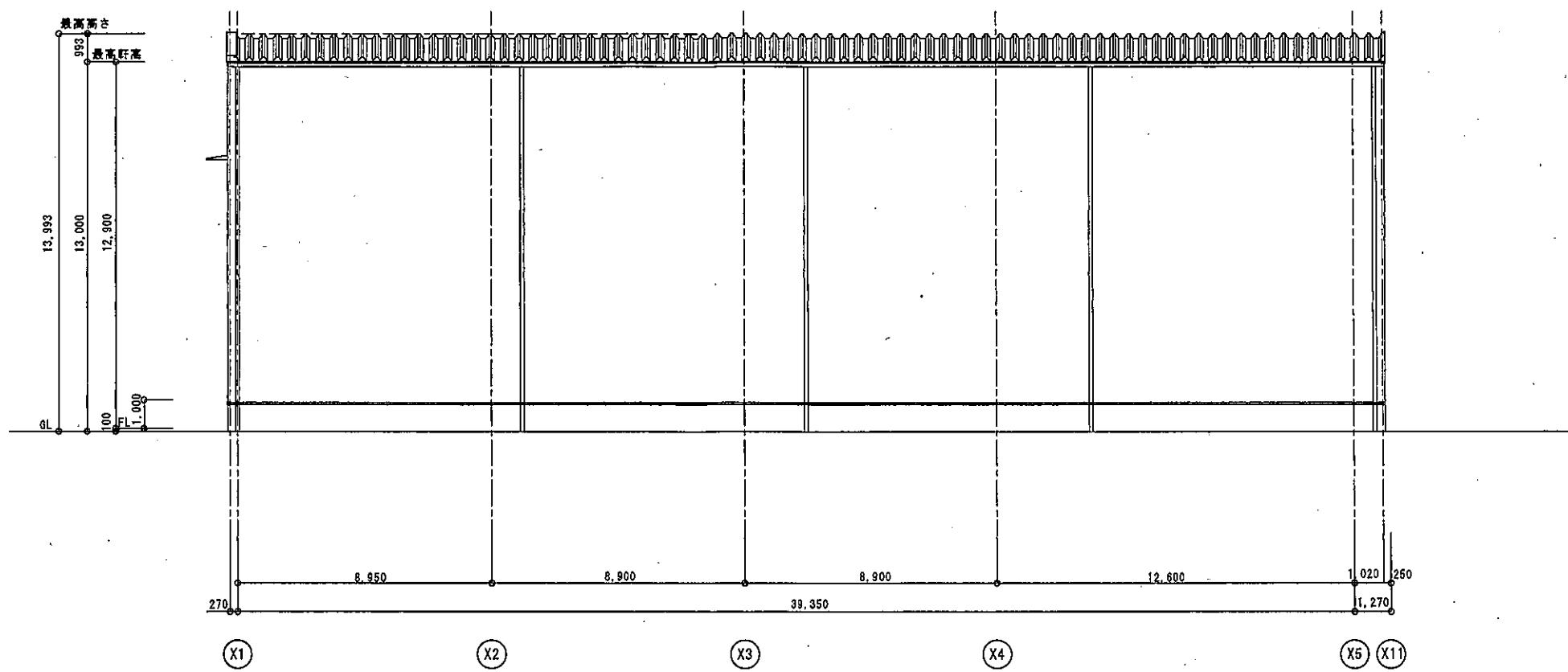
中田建設株式会社  
一級建築士事務所  
〒010-0951 秋田県秋田市山手三丁目9番2号  
TEL (018) 854-3211 URL <http://www.nakata-k.jp>  
秋田県知事登録 第13-10A-0928号  
一級建築士 第192188号 広瀬 嘉悦



外部仕上げ	
屋根	カルバリウムはぜ結め折板葺 t=0.8 (不燃認定番号NM-8027) 雪止めアングル: メッキ品
樋	軒樋: 塩ビ 樋: φ100VP コンクリート漫透樹 (450口)
外壁	角波カラー鋼板 t=0.35 (不燃認定番号NM-8027) (隣地境界側のみ) 角波カラー鋼板 t=0.35 (不燃認定番号NM-8027) 防湿シート+石膏ボード t=12.5下地 グラスウール24kg t=100充填 内壁: 石膏ボードt=9.5+ケイ酸カルシウム板t=12
腰壁	コンクリート打ち放し
鉄部	表し部分SOP
軒天	折板表し
床	コンクリート金ゴテ (目地切り)
その他	スロープ: 床面丸形ノンスリップ加工 大型水切り (がれき類保管所側) : ガルバリウム鋼板t=0.8 壁面開口部枠: ガルバリウム鋼板加工t=1.2 西側壁面開口部上部庇: アルミ D750 L3150



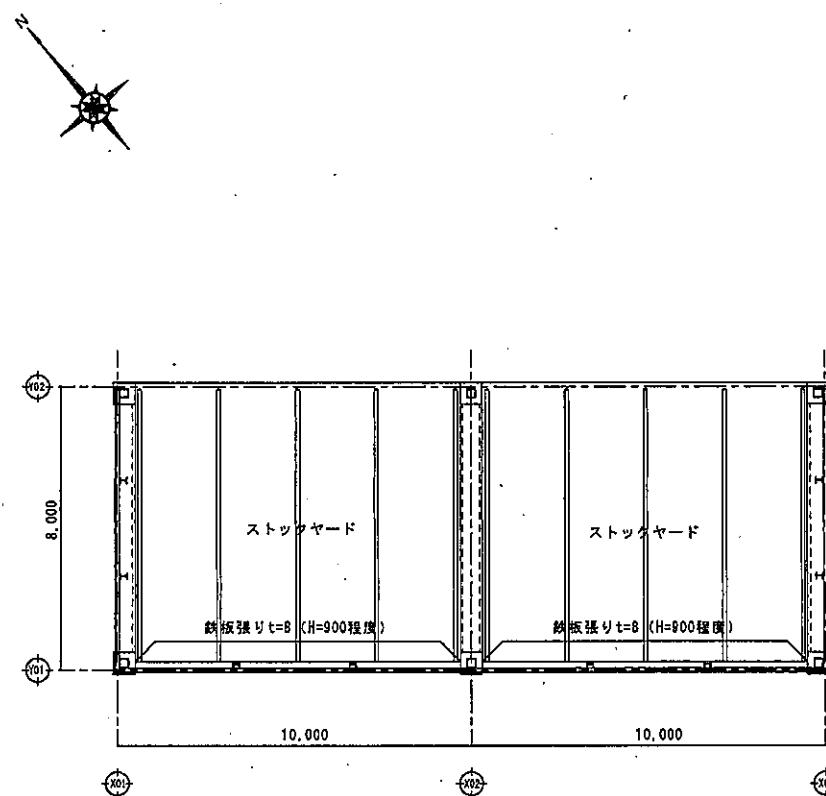
日付	訂正内容	日付	訂正内容	日付	訂正内容	日付	訂正内容	中田建設株式会社一級建築士事務所	承認印	検査印	製図印	校図印	縮尺	工事名称	秋田アスコン共同企画体 リサイクルプラント建設工事	作図	H29.12
△	△	△	△	△	△	△	△	〒010-0051 秋田県秋田市城東二丁目5番2号 TEL: (018) 881-3211 URL: http://www.nakata-k.jp 秋田県知事登録 第13-10A-0928号 一級建築士 第192188号 広瀬 信悦	△	△	△	△	A1: 1/100 A3: 1/200	図面名称	仕上表・立面図	番号	A - 02
△	△	△	△	△	△	△	△										
△	△	△	△	△	△	△	△										



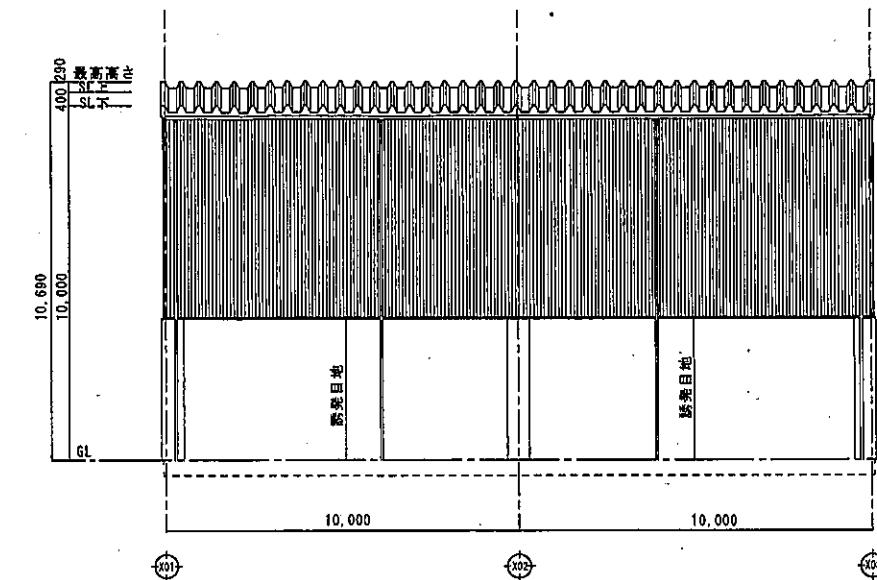
日付	訂正内容	日付	訂正内容	日付	訂正内容
△	△	△	△	△	△
△	△	△	△	△	△
△	△	△	△	△	△

中田建設株式会社一級建築士事務所  
〒010-0355 秋田県秋田市三丁目8番2号  
TEL:(010) 884-3712 FAX:(010) 884-3713  
http://www.nakata-k.jp  
秋田県執業登録第13-10A-0926号  
一級建築士 第192188号 広瀬 信悦  
NAKATA

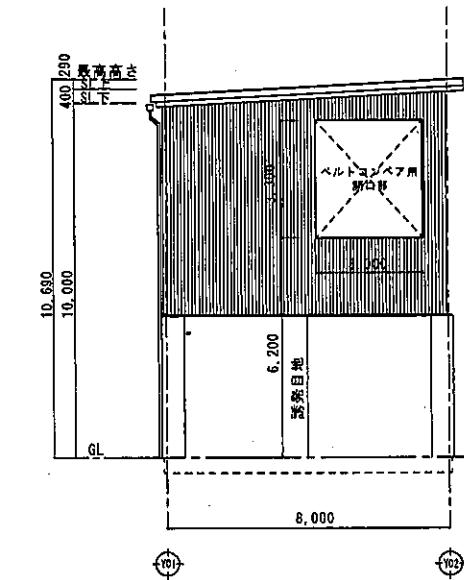
承認印	検査印	実測図	算出図	施工図	専用	工事名称	秋田アスコン共同企業体 リサイクルプラント建設工事	作図	H29.12
						A1:1/100	立面図・断面図	番号	A-03
						A3:1/200	図面名称		



ストックヤード庫 南北面図 1/100

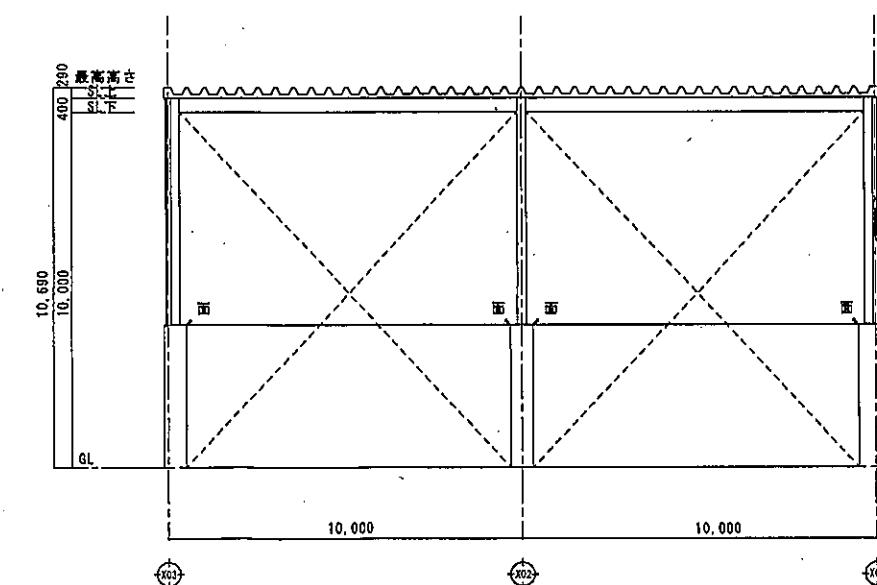


ストックヤード庫 南北面図 1/100

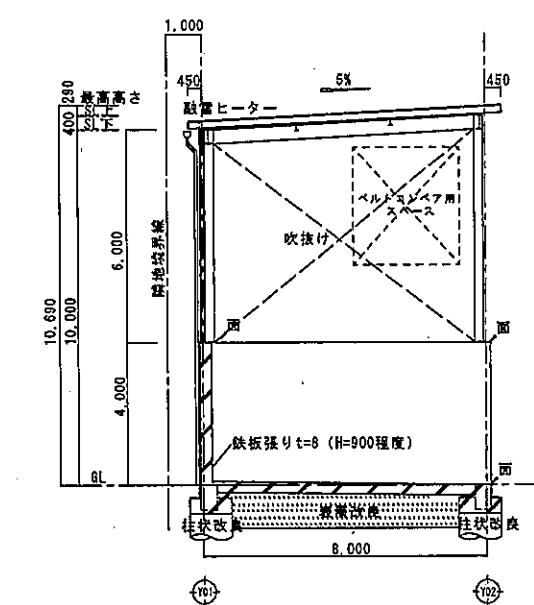


ストックヤード庫 東立面図 1/100

	外部仕上げ
屋根	カルバリウムはぜ締め折板葺 t=0.8 不燃認定番号NM-8027
外壁	角波カラー鋼板 t=0.35 不燃認定番号NM-8027
腰壁	コンクリート打ち放し 内壁一部鉄板張りt=8 (H900程度) + S O P
軒天	折板表し
床	コンクリート金ゴテ 30kg レール敷設



ストックヤード庫 南北面図 1/100



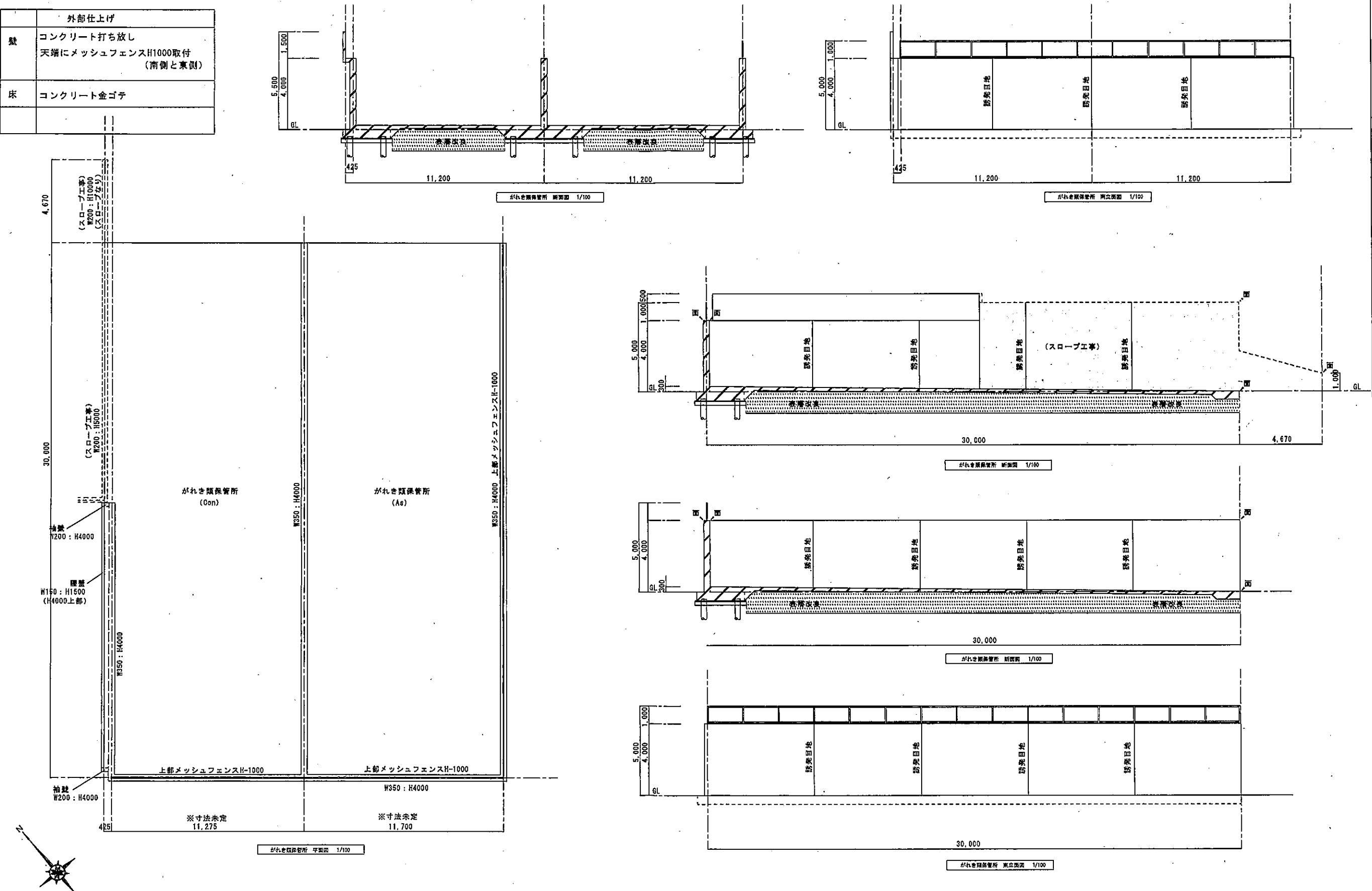
ストックヤード庫 断面図 1/100

日付	訂正内容	日付	訂正内容	日付	訂正内容
△		△		△	
△		△		△	
△		△		△	



中田建設株式会社一級建築士事務所  
〒010-0091 秋田県秋田市山王五丁目9番2号  
□監理 (0183) 854-3211 □URL <http://www.nakata-k.jp>  
□秋田県建築基準課 第130-A-0926  
□一級建築士 第192183号 庄椿 信悦

承認印	検査印	鉄骨	鉄筋	施工尺	工事名称	秋田アスコン共同企業体リサイクルプラント建設工事	作図	H29.12
				A1:1/100 A3:1/200	ストックヤード庫 立面図・断面図	仕上表・平面図・立面図・断面図	番号	A-10



日付	訂正内容	日付	訂正内容	日付	訂正内容		中田建設株式会社 一級建築士事務所 〒10-0851 東京都千代田区麹町五丁目8番2号 TEL (03) 627-3211 FAX URL : http://www.makata-k.jp 秋田県知事登録 第12-10A-0225号 一級建築士第10158号・庄屋・津村	未記印	換図	計図	裏図	縮 尺	工事名称	秋田アスコン共同企業体 リサイクルプラント建設工事	作図	H29.12
△	△	△	△	△	△								A1: 1/100			
△	△	△	△	△	△								A3: 1/200			

